

PwC's View

Vol. 54

February
2025

特集

新リース会計基準の概要と 適用準備



特集

新リース会計基準の概要と適用準備

| | |
|---|----|
| ● 新リース会計基準の解説 | 6 |
| ● 新リース会計基準の個別論点検討：リースの識別、リース期間、サブリース、IFRSとの差異 | 11 |
| ● 新リース会計基準の適用に向けた準備およびスケジュール | 19 |

法務

| | |
|---|----|
| ● 人権・環境デューディリジェンスの法制化と日本企業の対応 —— EUのコーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス指令 (CSDDD) の発効を受けて | 30 |
|---|----|

海外

| | |
|--|----|
| ● フィリピンの税務環境とCREATE MORE 施行による期待 | 37 |
|--|----|

連載

基礎研究所だより

| | |
|--|----|
| ● 第20回 サステナビリティ報告のマテリアリティを考える —— 持続可能な社会にとって大事なこと（前編） | 25 |
|--|----|

インダストリーインサイト (15)

| | |
|--|----|
| ● 2024年のマネー・ローンダリング／テロ資金供与対策等の振り返り —— 日本のFATF第4次相互審査完了と第5次相互審査へ向けての対応開始 | 43 |
|--|----|

ご案内

| | |
|-------------------------|----|
| 書籍紹介 | 49 |
| Viewpoint | 50 |
| 海外PwC日本語対応コンタクト一覧 | 52 |

※法人名、役職、インタビューの内容などは掲載当時のものです。

特集

新リース会計基準の概要と適用準備

新型コロナウイルス感染症の猛威から世界が脱却したのも束の間、国際的な地政学的リスクの変化やサステナビリティ・脱炭素に対する関心の高まり、生成AIに代表されるテクノロジーの革新的な進化など、企業を取り巻く環境はダイナミックに変化し続けています。また、四半期報告制度の改訂、英文開示の拡充、サステナビリティ開示対応など、財務報告に関する規制動向も目まぐるしく変化しています。

こうした状況を背景に、企業会計基準委員会（ASBJ）は、2024年9月13日、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」および企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（本特集では、これらを合わせて「新リース会計基準」といいます）を最終公表しました。新リース会計基準は2027年4月1日以降に開始する事業年度より適用となり、契約上の名称にかかわらず、原則として全てのリースが借手の貸借対照表上に資産および負債として計上されます。これにより国際的な会計基準との整合性が図られますが、日本企業にとっては会計・財務報告面で大きな変革を迎えることになります。

本号では、新リース会計基準の概要を解説するとともに、リースの識別やリース期間の決定などの実務検討およびサブリース取引ならびにIFRSとの主要な差異などの個別論点を掘り下げ、適用に向けた準備や生成AI等のテクノロジー活用などを取り上げます。新リース会計基準は会計・財務報告の一課題にとどまらず、中長期経営計画からガバナンスまで広範に影響し得る企業の変革アジェンダとして、万全の体制で適用準備を進めることができます。

新リース会計基準の解説



PwC Japan 有限責任監査法人
財務報告アドバイザリーディレクター 山田 哲也

はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2024年9月13日、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」および企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下、これらを合わせて「新リース会計基準」という）を公表しました。新リース会計基準は、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取り組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準として開発が進められ、このたび、現行のリース会計基準である企業会計基準13号等に置き換わる基準となっています。

本稿では、新リース会計基準のうち実務への影響が大きいと考えられる点を中心にその概要について解説します。なお、本文中の意見に関する部分は、著者の個人的見解であり、PwC Japan 有限責任監査法人の見解ではないことを申し添えます。

1 リースの定義およびリースの識別

新リース会計基準では、リースの一般的な定義に加えて、リースの識別に関する定めが新たに設けられています。法的にリース契約の形態ではなくても、新リース会計基準が定めるリースの定義を満たす場合、契約書名称に関わらず、その契約はリースと判定され、リースの会計処理が適用されることから、現行のリース会計基準により会計処理されていなかった契約にリースが含まれると判断される場合があると考えられます。具体的には、リースの識別に関して、図表1に挙げている定めが設けられています。

図表1：新リース会計基準におけるリースの識別に関する定め

| | 説明 |
|---|--|
| ① | 契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合、当該契約はリースを含む。 |
| ② | 特定された資産の使用期間全体を通じて、次のいずれも満たす場合、当該契約の一方の当事者（サプライヤー）から当該契約の他方の当事者（顧客）に、当該資産の使用を支配する権利が移転している。 a. 顧客が、特定された資産の使用から生じる経済的利益のほとんど全てを享受する権利を有している。 b. 顧客が、特定された資産の使用を指図する権利を有している。 |
| ③ | 借手および貸手は、リースを含む契約について、原則として、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに分けて会計処理を行う。 |

出所：PwC作成

2 借手のリースの会計処理

(1) 全てのリースに係る資産および負債の認識

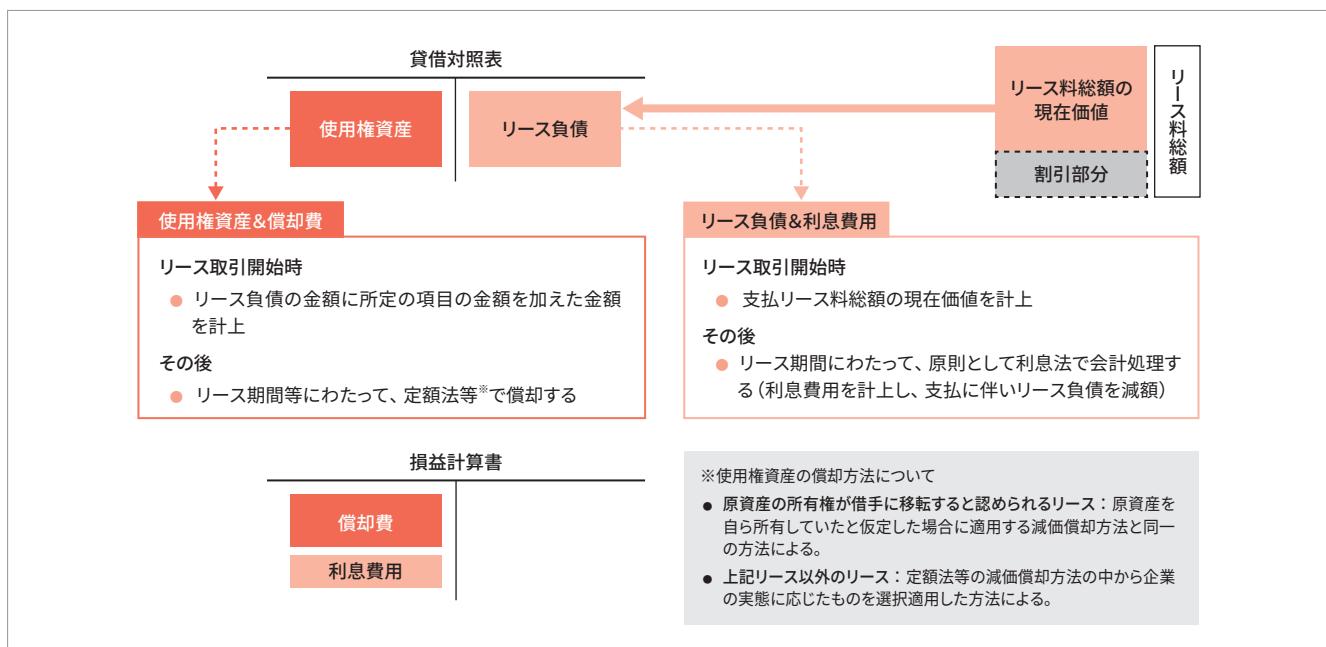
新リース会計基準では、現行のリース会計基準におけるファイナンス・リースおよびオペレーティング・リースの区分を廃止し、借手は、IFRS第16号の定めと同様に、原則として全てのリース取引について使用権資産およびリース負債を計上することとしています（図表2）。

図表2：借手の財務諸表の比較イメージ（オペレーティング・リースのオンバランスによる影響）



出所：PwC作成

図表3：借手の会計処理のイメージ



出所：PwC作成

借手における会計処理のイメージは図表3のとおりです。ここからもわかるとおり、今回の重要な改正点は、現行のリース会計基準におけるオペレーティング・リースについても、新リース会計基準では原則として使用権資産およびリース負債を計上したうえで、関連する償却費用および利息費用を計上することが求められる点です。

(2) 借手のリース期間

リース期間の決定は、借手の貸借対照表に計上する使用権資産およびリース負債の金額に直接影響を及ぼすことにな

るため、重要な検討ポイントになります。新リース会計基準では借手のリース期間について、IFRS第16号の定めと同様に、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間および借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間を加えて決定しています。このため、新リース会計基準の適用によって現行のリース会計基準よりもリース期間が長くなる場合があると考えられます。

借手は、借手が延長オプション行使することまたは解約

オプションを行使しないことが合理的に確実であるかどうかを判定するにあたって、経済的インセンティブを生じさせる要因を考慮します。これには、次のものが含まれます。

- 延長／解約オプションの対象期間に係る契約条件
- 大幅な賃借設備の改良の有無
- リースの解約に関連して生じるコスト
- 企業の事業内容に照らした原資産の重要性
- 延長／解約オプションの行使条件

(3) リースの契約条件の変更

現行のリース会計基準では、リースの契約条件の変更に関する取り扱いを定めていませんが、新リース会計基準では、当該取り扱いを明確にするために、IFRS第16号と同様の定めを取り入れています。具体的な会計処理は、**図表4**のようになります。

(4) リースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直し

新リース会計基準では、リースの契約条件の変更が生じていない場合で、①借手のリース期間に変更がある場合および

②借手のリース期間に変更がなく借手のリース料に変更がある場合には、リース負債の計上額の見直しを行います。①または②に該当する具体的な状況は、**図表5**のとおりです。

(5) 短期リースおよび少額リースに関する簡便的な取り扱い

新リース会計基準では、借手は、現行のリース会計基準と同様、短期リースおよび少額リースについて、リース開始日に使用権資産およびリース負債を計上せず、リース期間にわたって費用処理できるとしています。

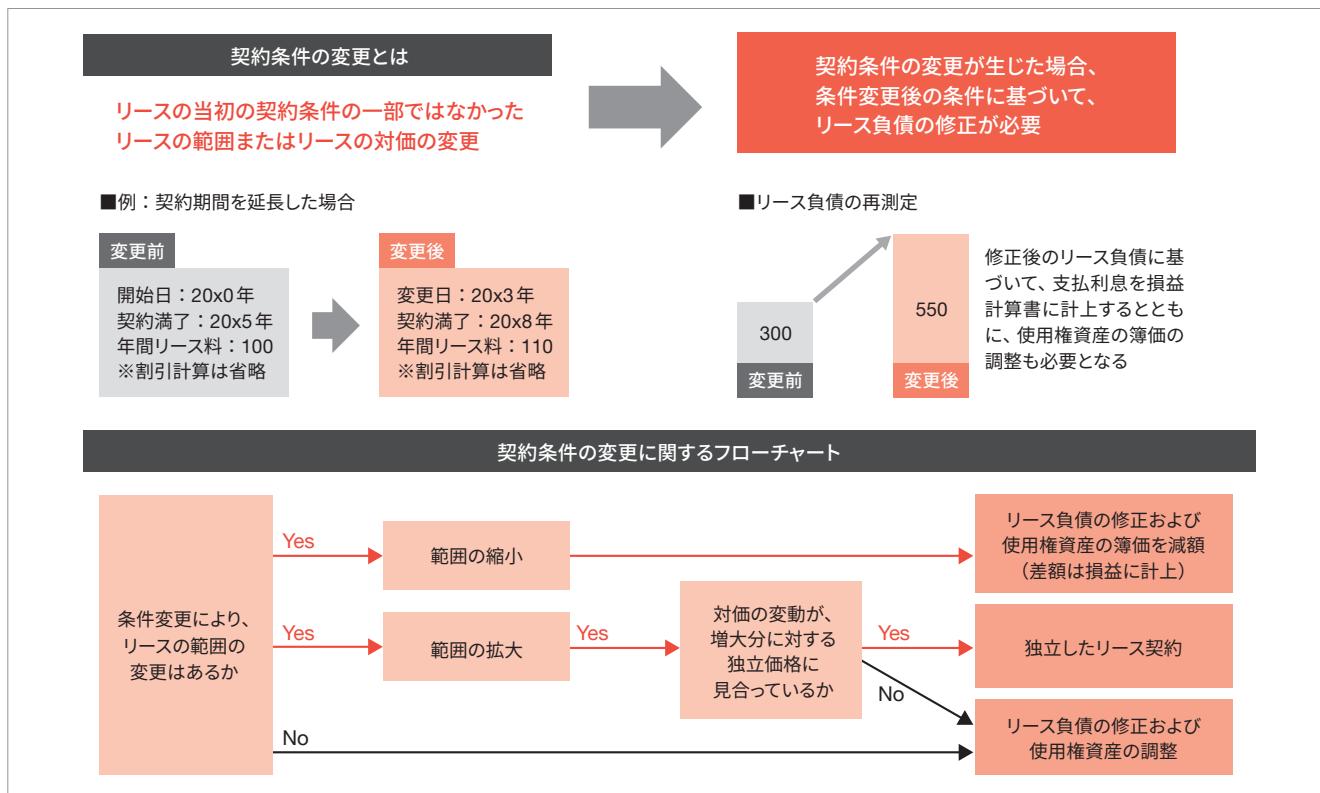
少額リースについては、現行のリース会計基準では、**図表6**の①および②の2つの基準が定められていますが、新リース会計基準では、IFRS第16号における定めを踏まえ、少額リースの新たな定量基準として③を追加しており、会計方針として②と③の定量基準のいずれかを選択適用できます。

3 貸手のリースの会計処理

(1) リースの分類

新リース会計基準では、貸手の会計処理については、借手の会計処理とは異なり、基本的に現行のリース会計基準の定

図表4：リースの契約条件の変更に関する会計処理



出所：PwC作成

図表5：リース負債の見直しを行うケース

| ケース | 具体的な状況 |
|---|---|
| ① リースの契約条件の変更が生じていない場合で、借手のリース期間に変更がある場合 | <ul style="list-style-type: none"> ● 借手の統制下にあり、延長オプションを行使すること等が合理的に確実であるかどうかの借手の決定に影響を及ぼす重要な事象または重要な状況が生じたため、延長オプションの行使可能性等の評価を見直した結果、借手のリース期間に変更が生じたとき ● 借手のリース期間の決定に含めていなかった延長オプションの行使等により、借手の解約不能期間に変更が生じたとき |
| ② リースの契約条件の変更が生じていない場合で、借手のリース期間に変更がなく借手のリース料に変更がある場合 | <ul style="list-style-type: none"> ● 原資産を購入するオプションの行使についての判定に変更がある場合 ● 残価保証に基づく支払見込額に変動がある場合 ● 指数またはレートに応じて決まる借手の変動リース料に変動がある場合 |

出所：PwC作成

図表6：短期リースおよび少額リースの取り扱い

| | | 現行のリース会計基準 | 新リース会計基準 |
|-------|---|------------|-------------|
| 短期リース | リース開始日において、借手のリース期間が12カ月以内であり、購入オプションを含まないリース | ○ | ○ |
| 少額リース | ① 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、借手のリース料が当該基準額以下のリース | ○ | ○ |
| | ② 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、かつ、リース契約1件当たりの金額に重要性が乏しいリース（300万円以下） | ○ | ○ (選択適用) |
| | ③ 新品時の原資産の価値が少額であるリース（5千米ドル程度以下） | | ○ (選択適用) |

出所：PwC作成

図表7：ファイナンス・リースの取り扱い

| | 現行基準 | 新リース会計基準 |
|----------------------------|-------------|------------------------------------|
| ① リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法 | ○ (選択適用) | 製造または販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリースに適用 |
| ② リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法 | ○ (選択適用) | (廃止) |
| ③ 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法 | ○ (選択適用) | 製造または販売以外を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリースに適用 |

出所：PwC作成

めを維持するとされており、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分およびファイナンス・リースにおける所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースの区分も変更されていません。

(2) リース期間

新リース会計基準では、貸手のリース期間について、以下のいずれかを選択できるとしています。

- 借手のリース期間と同様に決定する方法（IFRS第16号の定めと同様の方法）
- 現行のリース会計基準におけるリース期間と同様の方法（借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間（事实上解約不能と認められる期間を含む）に借手が再リース

する意思が明らかな場合の再リース期間を加えて決定する方法）

(3) ファイナンス・リースの取り扱い

現行のリース会計基準では、貸手のファイナンス・リースについて3つの方法の選択適用を認めています（図表7）。一方、新リース会計基準では、収益認識会計基準において対価の受取時にその受取額で収益を計上することが認められなくなったことを契機として、②の方法を廃止しています。

(4) オペレーティング・リースの取り扱い

現行のリース会計基準では、オペレーティング・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことのみを定めており、収益の計上方法に関する具体的な会

図表8：修正遡及アプローチを適用する場合の経過措置

| 項目 | | 経過措置* |
|------------------------------|------------------------|---|
| リースの識別 | | <ul style="list-style-type: none"> 現行のリース会計基準を適用していたリース取引について、新リース会計基準に照らして契約にリースが含まれているか否かの判断を行わずに、リースとして会計処理することができる。 現行のリース会計基準を適用していない契約について、新リース会計基準に照らして契約にリースが含まれているか否かの判断を、適用初年度の期首時点で存在する事実および状況に基づいて行うことができる。 |
| 借手 | ファイナンス・リース取引に分類していたリース | <ul style="list-style-type: none"> 前年度末のリース資産およびリース債務の帳簿価額を引き継ぐことができる。 |
| | オペレーティング・取引に分類していたリース | <ul style="list-style-type: none"> 適用初年度の期首時点における残りの借手のリース料の割引現在価値によりリース負債を計上することができる。 使用権資産の金額をリース負債と同額とすることができる。 |
| 貸手 | ファイナンス・リース取引に分類していたリース | <ul style="list-style-type: none"> 前年度末のリース債権およびリース投資資産の帳簿価額を引き継ぐことができる。 |
| | オペレーティング・取引に分類していたリース | <ul style="list-style-type: none"> 適用初年度の期首に締結された新たなリースとして、新リース会計基準を適用することができる。 |
| IFRSを連結財務諸表に適用している企業またはその子会社 | | <ul style="list-style-type: none"> 個別財務諸表における適用初年度期首の帳簿価額を、連結財務諸表と同様にIFRSを適用していたかのように算定できる。 |

※ 修正遡及アプローチの場合に適用可能

出所：PwC作成

計処理は示されていません。

新リース会計基準では、フリーレント（契約開始当初数ヶ月間賃料が無償となる契約条項）やレントホリデー（例えば、数年間賃貸借契約を継続する場合に一定期間賃料が無償となる契約条項）に関する会計処理を明確にするとともに、収益認識会計基準との整合性を図ることを理由として、貸手は、リース料について原則としてリース期間にわたり定額法で計上します。

4 適用時期および経過措置

(1) 適用時期

新リース会計基準（関連する会計基準等の改正を含む）は、公表から原則的な適用時期までの期間を2年半程度とし、早期適用も認めることとしています。

- 2027年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用
- ただし、2025年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用可

(2) 経過措置

新リース会計基準の適用初年度においては、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱い、原則として、新たな会計方針を過去の期間の全てに遡及適用します（完全遡及アプローチ）。ただし、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することが認められています（修正遡及アプローチ）。

さらに、修正遡及アプローチを適用する場合には、適用初年度の期首における帳簿価額を決定するにあたって、IFRS第16号と同様に各種の経過措置が設けられています。これには図表8のものが含まれます。

山田 哲也（やまだ てつや）

PwC Japan有限責任監査法人

財務報告アドバイザリー部 ディレクター

2001年公認会計士登録。20年以上の会計監査・アドバイザリー経験を有し、現在は、国内大手金融機関および事業会社向けの会計（日本基準、IFRSおよび米国会計基準）関連アドバイザリー業務に従事。2018年から2021年まで、企業会計基準委員会（ASBJ）に出向し、国内会計基準の開発および国際的な意見発信の活動に従事。著書に『IFRS「金融資産の減損」プラクティス・ガイド』（中央経済社）。

メールアドレス：tetsuya.yamada@pwc.com

新リース会計基準の個別論点検討： リースの識別、リース期間、サブリース、 IFRSとの差異



PwC Japan 有限責任監査法人
財務報告アドバイザリー部
パートナー 稲田 丈朗

はじめに

新リース会計基準^{*1}は、2027年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用となります。新リース会計基準の適用準備においてはさまざまな論点の検討が必要となり、中でもリースの識別やリース期間の決定、サブリース取引の会計処理といった主要論点への対応に工数を要することになります。また、新リース会計基準はIFRS第16号「リース」と整合性を図るために開発されているため、IFRS第16号の対応事例は参考になると考えられます。ただし、両者を比較して差異が存在する部分については留意が必要です。

本稿では、新リース会計基準の適用準備における個別論点として、リースの識別およびリース期間の決定についての実務上の対応、サブリース取引の取り扱い、およびIFRS第16号「リース」との差異について解説します。なお、本文中の意見に関する部分は、著者の個人的見解であり、PwC Japan 有限責任監査法人の見解ではないことを申し添えます。

1 リースの識別

(1) 概要

新リース会計基準では、契約上の名称にかかわらず、対象とする契約がリースを含むか否かを最初に判断する必要があります。そのため、新リース会計基準の適用準備においては、現行のリース会計基準の下でリースとして会計処理されていない取引についても、契約書を閲覧してリースを含む契約を識別する作業が必要になります。企業の取引活動は膨大で多岐にわたるため、網羅性を担保しつつ、いかに効率的かつ効果的に調査を実施するかが実務上重要な検討ポイントの1つになると考えられます。

リースの識別を検討するにあたってはさまざまな方法論が考えられますが、実務上考えられる調査手法の1つをここでは紹介します。本調査アプローチは、次の3つのステップから構成されます（図表1）。

- ステップ1：費用勘定科目の選定
- ステップ2：調査対象とする取引の抽出
- ステップ3：契約書の閲覧・リース識別の判定

なお、ここではリースの借手側について費用を対象とした検討を想定していますが、貸手側についても同様の検討手法が考えられます。

(2) 具体的な調査の方法

ステップ1：費用勘定科目の選定

最初に、調査対象となる費用勘定科目の選定作業を実施します。現行のリース会計基準の下でリースとして会計処理されていない取引については、通常は損益計算書のいずれかの勘定科目に費用として計上されています。網羅性の観点からは全ての費用勘定科目・取引が調査対象となり得ますが、

*1 本稿では、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」および企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」を合わせて「新リース会計基準」と呼びます。

図表1：リースの識別：調査作業のイメージ



出所：PwC作成

実務上はリースを含む契約が識別される可能性がある費用勘定科目はある程度絞り込むことができると考えられます。企業が属する業種および展開するビジネスの内容によってもさまざまですが、残高試算表（TB）における費目勘定科目のうち、特定された資産の使用を伴う可能性がある費目（例えば、IT関連費用、○○業務委託費など）を選定します。

具体例としては図表2に示している取引などが挙げられます。関連部署・子会社への質問や各科目計上額の推移・増減なども有効に利用しながら、費用勘定科目を絞り込んで選定することが望ましいと考えられます。

ステップ2：調査対象とする取引の抽出

次に、ステップ1で選定した各費目勘定科目の総勘定元帳

を通じて、調査対象とすべき取引を抽出します。このとき、計上金額の重要性や摘要欄の取引相手先・取引内容なども参考にして、毎月一定の金額で計上される取引や何らかの資産の使用が想定される内容の取引などを絞り込んで抽出するのが効率的と考えられます。

ステップ3：契約書の閲覧・リース識別の判定

続いて、ステップ2で調査対象として抽出した取引について、関連する契約書を入手して閲覧します。具体的な契約条件に基づき、その契約にリースが含まれているか否かの判定を実施します。

図表2：リースを含む契約として識別される可能性がある相手先資産の例

| No | 使用目的 | 資産の例 | |
|----|---------|--|--|
| 1 | オフィス関連 | <ul style="list-style-type: none"> ●事務所 ●駐車場 | <ul style="list-style-type: none"> ●事務機器 ●その他什器備品 |
| 2 | 業務委託関連 | <ul style="list-style-type: none"> ●データセンター（サーバー） ●製造委託（工場・機械設備） | <ul style="list-style-type: none"> ●運送委託（トラック・船舶・航空機） ●営業委託（店舗・厨房） |
| 3 | 工場・倉庫関連 | <ul style="list-style-type: none"> ●倉庫・物流センター ●発電機、太陽光パネル、関連設備 | <ul style="list-style-type: none"> ●プレハブ・仮設建物 ●コンテナ ●フォークリフト ●熱源・水源等設備 |
| 4 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ●社宅・寮 | <ul style="list-style-type: none"> ●広告看板 |

出所：PwC作成

2 リース期間の決定

(1) 概要

借手の使用権資産およびリース負債の計上額を計算するにあたっては、契約書に基づいて会計上のリース期間を決定することが必要となります。現行のリース会計基準では途中で契約解除できない、またはそれに準ずる解約不能なリース期間を通常考慮しますが、新リース会計基準においては、借手が行使することが合理的に確実である延長オプションの対象期間および借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間を加味してリース期間を決定する必要があります（図表3、図表4）。特に延長オプションを考慮した場合、現行の会計処理と比べてリース期間が長くなり、新リース会計基準適用による影響額が大きくなる可能性があるため、リース期間の決定も実務上重要な検討ポイントの1つと考えられます。

以下では特に延長オプションに焦点を当てていますが、リース取引によっては解約オプションの行使が考えられる場合もあるため、解約オプションの有無およびその行使可能性

についても同様に検討が必要になります。

リース期間の決定を効率的に検討するに際しては、例えば以下の手順が考えられます（図表5）。

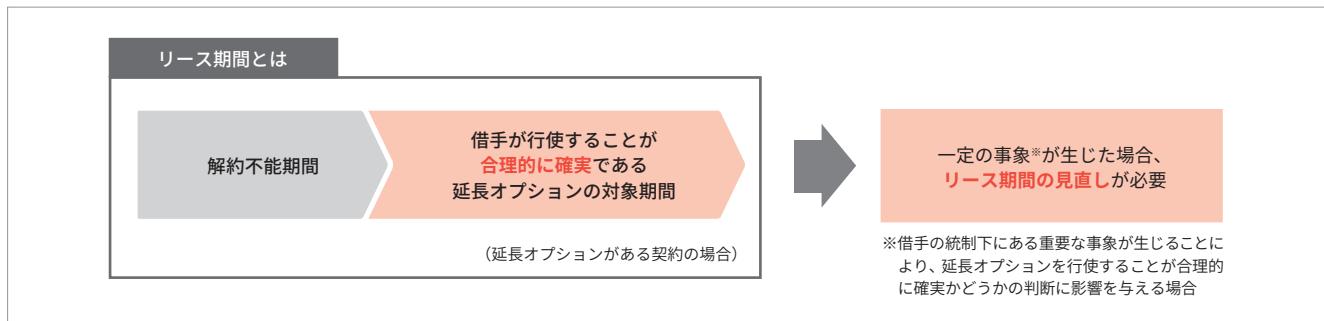
- ステップ1：オンバランス対象リースの類型別グルーピング
- ステップ2：契約書の閲覧に基づく延長オプションの有無確認
- ステップ3：延長オプションの行使が「合理的に確実」か否かの判定
- ステップ4：具体的なリース期間の決定

(2) リース期間決定の手順

ステップ1：オンバランス対象リースの類型別グルーピング

リース期間の決定においては、契約期間に加えて延長オプションの有無およびその行使可能性を検討する必要があり、延長オプションの行使が合理的に確実かどうかについては経済的インセンティブなどの実態を総合的に判断する必要があります。そのため、リース期間の決定にあたっては、まず新リース会計基準においてリースとして会計処理すべき取引を用途・類型ごとにグルーピングしていきます。

図表3：リース期間と延長オプションの関係



出所：PwC作成

図表4：考慮すべき経済的インセンティブの例

| No | 要因の例示（適用指針） | 関連する事象および状況の例 |
|----|---------------------|--|
| 1 | 延長オプションの対象期間に係る契約条件 | <ul style="list-style-type: none"> ● 更新／延長後のリース料およびその決定方法 ● 延長期間におけるその他の契約条件 |
| 2 | 大幅な賃借設備の改良の有無 | <ul style="list-style-type: none"> ● 設置した建物附属設備等の耐用年数 ● 資産の入れ替え・リニューアルによる追加コスト |
| 3 | リースの解約に関連して生じるコスト | <ul style="list-style-type: none"> ● 資産の移設の可否、移設費用 ● 資産の除却、解体費用 |
| 4 | 企業の事業内容に照らした原資産の重要性 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業戦略、投資回収計画、将来予測、過去実績 ● 近隣の代替立地の候補、転用・撤退可能性 |
| 5 | 延長オプションの行使条件 | <ul style="list-style-type: none"> ● 行使条件が借手にとって有利であるか |

出所：PwC作成

図表5：リース期間の決定：検討手順のイメージ



出所：PwC作成

ステップ2：契約書の閲覧に基づく延長オプションの有無確認

ステップ1でグルーピングした用途・類型ごとに契約書を閲覧し、契約期間や延長オプションの有無、行使条件（該当する場合）等を確認して文書化します。相手先や取引内容によっては、同一の様式・文面での契約書が複数締結されていることもあります。また、対象となる取引の契約書だけでなく、借地借家法等の関連法令についても留意が必要です。

ステップ3：延長オプションの行使が「合理的に確実」か否かの判定

延長オプションがある場合、その行使が合理的に確実か否かを判断します。例えば図表4の経済的インセンティブを生じさせる各要因とそれに関連する事象および状況を総合的に考慮することが必要となります。

ステップ4：具体的なリース期間の決定

ステップ2で確認した契約期間を出発点として、ステップ3で考慮した経済的インセンティブを生じさせる各要因とそれに関連する事象および状況を総合的に勘案して、各リース取引の具体的なリース期間を決定します。契約期間に加えて、考慮した経済的インセンティブを生じさせる要因や決定したリース期間を文書化しておくことが望ましいと考えられ

ます。

(3) 事後的な見直し

リースの契約条件に変更があった場合に加え、リースの契約条件に変更がなくても関連する事象または状況に重要な変化があった場合でも、延長オプションの行使が合理的に確実であるかどうかについて見直し、その都度リース負債の計上額の見直しを行う必要があります。

3 サブリース

(1) サブリース取引の概要

新リース会計基準において、サブリース取引とは「原資産が借手から第三者にさらにリースされ、当初の貸手と借手との間のリースが依然として有効である取引」と定義されています。ここで、当初の貸手と借手の間のリースを「ヘッドリース」、ヘッドリースにおける借手を「中間的な貸手」、中間的な貸手から第三者（顧客）へのリースを「サブリース」と呼びます（図表6）。

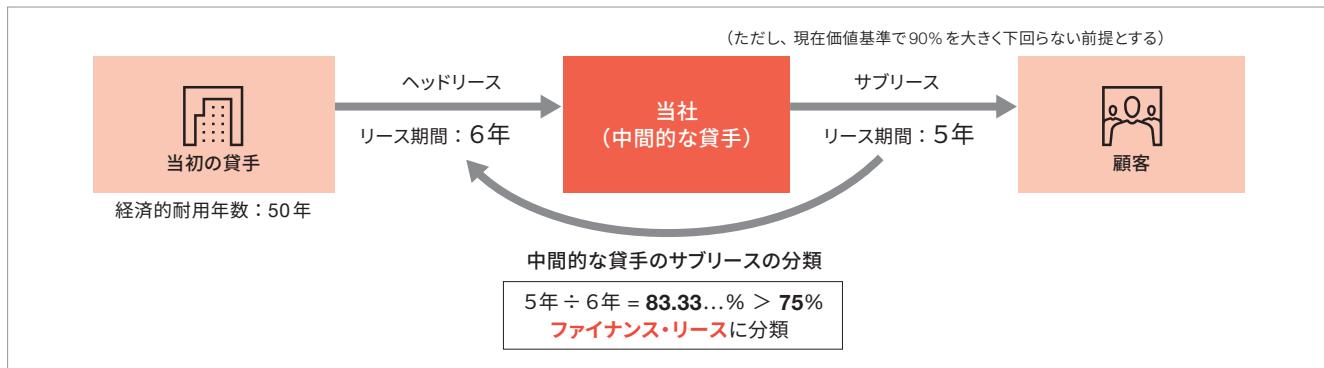
実務上このようなサブリース取引は独立第三者間でも連結グループ会社間でもさまざまな形で行われていますが、例えばヘッドリースで借りた建物1棟を複数の物件に分けて個

図表6：サブリース取引の概要



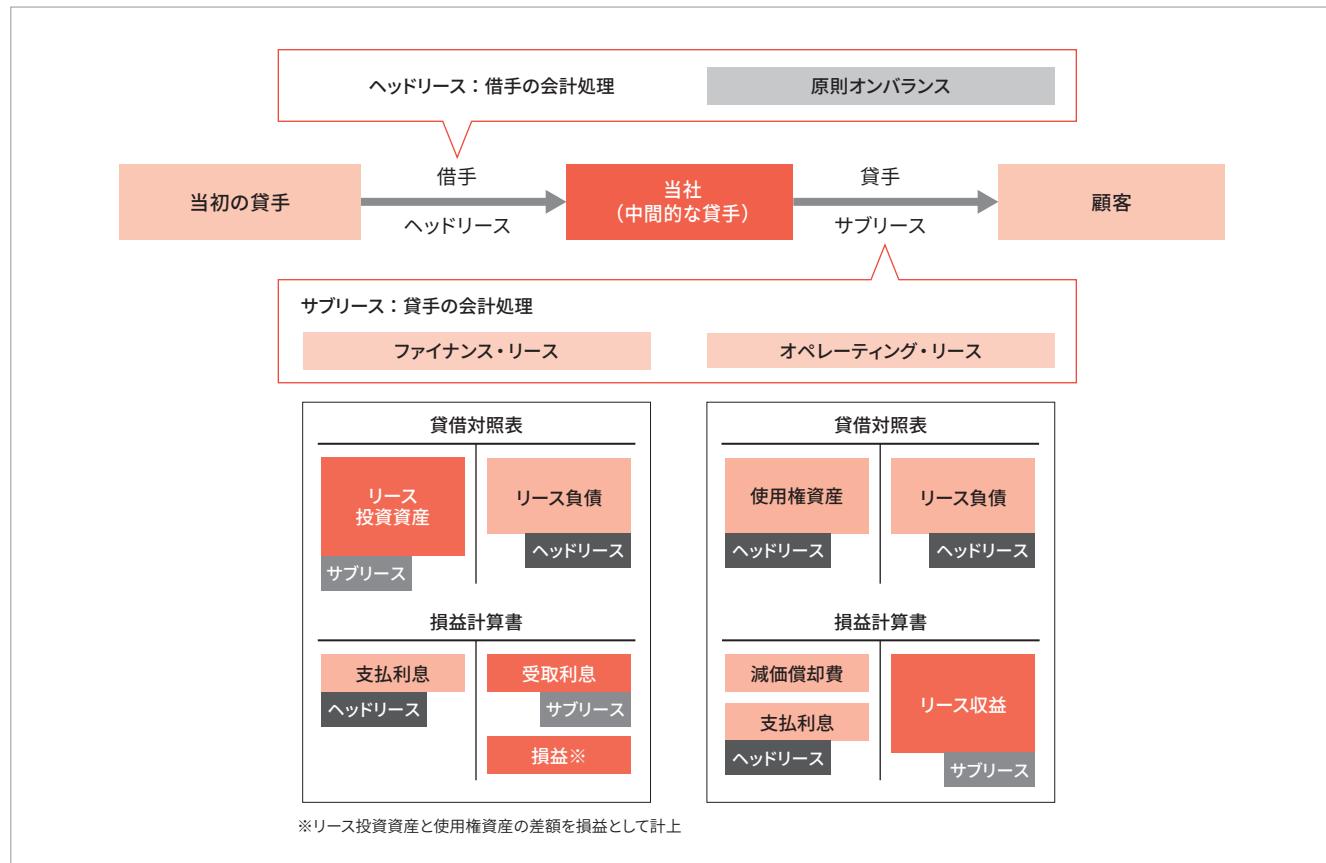
出所：PwC作成

図表7：中間的な貸手のリース分類：数値例



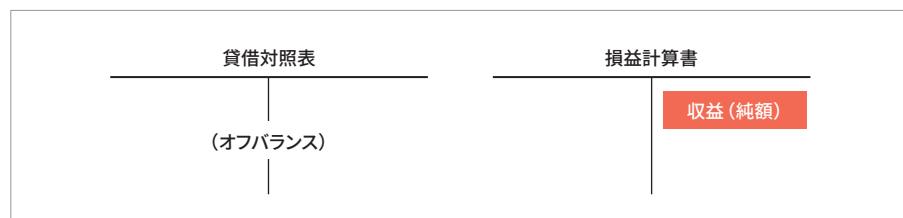
出所：PwC作成

図表8：サブリースの中間的な貸手による原則的な会計処理イメージ



出所：PwC作成

図表9：中間的な貸手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合：会計処理イメージ



出所：PwC作成

図表10：転リース取引：会計処理イメージ



出所：PwC作成

別にサブリースする場合など、取引内容や契約条件によっては会計処理や実務上の対応が複雑になる可能性があります。新リース会計基準の適用準備においては、早めの検討が望まれます。

(2) サブリース取引の会計処理

a. 原則的な会計処理

① 中間的な貸手のリースの分類

中間的な貸手は、あくまでヘッドリースとサブリースをそれぞれ別個の契約として、借手および貸手のそれぞれの会計処理を行うことが原則となります。ヘッドリースについては、原則どおり借手として使用権資産およびリース負債を計上することとなります。一方、サブリースについては、ヘッドリースの使用権資産を参照して、貸手のファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースを判定します（図表7）。

原則的な会計処理については、貸手のリースの分類に応じて、図表8に示した通りです。

② サブリースがファイナンス・リースに該当する場合

中間的な貸手は、サブリースした使用権資産の消滅を認識するとともに、サブリースにおける貸手のリース料の割引現在価値に基づいてリース投資資産等を計上し、差額は原則として純額で損益に計上します。

③ サブリースがオペレーティング・リースに該当する場合

中間的な貸手は、受け取る貸手のリース料について、オペレーティング・リースの会計処理を行います。

b. 例外的な会計処理

① 中間的な貸手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合

次の要件を全て満たす場合には、中間的な貸手は、貸借対照表上でヘッドリースにおける使用権資産およびリース負債を計上せずに、損益計算書上で受取リース料と支払リース料の差額を損益に計上することができます（図表9）。

- 中間的な貸手は、サブリースの借手からリース料の支払いを受けない限り、ヘッドリースの貸手に対してリース料を支払う義務を負わない
- 中間的な貸手のヘッドリースにおける支払額は、サブリースにおいて受け取る金額にあらかじめ定められた料率を乗じた金額である
- 中間的な貸手は、以下のいずれを決定する権利も有していない

- ▶ サブリースの契約条件（サブリースにおける借手の決定を含む）
- ▶ サブリースの借手が存在しない期間における原資産の使用方法

② 転リース取引

ヘッドリースの原資産の所有者からその原資産のリースを受け、同一資産を概ね同一の条件で第三者にリースする取引が転リース取引に該当します。新リース会計基準でも現行のリース会計基準の定めを踏襲しており、以下の会計処理を行うことができます（図表10）。

- 貸借対照表上は、リース投資資産等とリース負債をそれぞれ計上する
- 損益計算書上は、売上高・売上原価・支払利息などを計上せずに、受取リース料と支払リース料の差額を手数料収入として各期に配分し、転リース差益などの名稱で計上する

4 IFRS第16号「リース」との差異

(1) 新リース会計基準開発の背景と基本的な考え方

a. 新リース会計基準開発の背景

2016年1月に国際会計基準審議会（IASB）から国際財務報告基準（IFRS）第16号「リース」が公表され、同年2月に米国財務会計基準審議会（FASB）からFASB Accounting Standards Codification（FASBによる会計基準のコード化体系）Topic 842「リース」が公表されました。両会計基準とも、借手の会計処理に関して、オペレーティング・リースも含む全てのリースについて資産および負債を計上することとなったため、現行の日本のリース会計基準と比べて特に借手による負債の認識において違いが生じることとなりました。

そのため、国際的な比較可能性を考慮し、日本の企業会計基準委員会（ASBJ）は、借手の全てのリースについて資産および負債を計上する会計基準の開発に着手しました。

b. 新リース会計基準の基本的な考え方

日本の新リース会計基準は、特に借手の会計処理を中心とし、IFRS第16号との整合性を図りながら開発されました。ただし、IFRS第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めの内容のみを取り入れ、詳細なガイドラインや設例は取捨選択して取り込んでいます。これにより、簡素で利便

性が高く、かつ、IFRSを任意適用している日本企業がIFRS第16号に基づく借手の会計処理を個別財務諸表に用いても基本的に修正が不要となる会計基準を目指しています。そのうえで、国際的な比較可能性を大きく損なわない範囲で日本基準独自の代替的な取り扱いや経過的な措置の選択肢が定められ、実務への配慮がなされています。

(2) 新リース会計基準とIFRS第16号「リース」の主要な差異

上述のとおり、新リース会計基準における借手の会計処理については、IFRS第16号「リース」の主要な定めを取り入れています。実務に配慮した取り扱いとして、日本特有の設例や代替的な取り扱い、重要性の定めなどが以下のとおり追加されています。

- 普通借地・借家契約の設例を追加（リース期間判断の困難さへの対応）
- 少額リースの要件として、現行の「300万円以下（契約1件あたり）」も選択可
- 現行の利子込法・定額法を選択可（未経過リース料残高が固定資産合計の10%未満の場合）
- 旧借地権・普通借地権は、償却しない方法を選択可（従来償却していなかった場合）
- 借手による少額リースの開示（費用発生額の注記を求める）
- 貸手による現行の維持管理費用相当額の取り扱いを選択可

- 貸手による知的財産のライセンスの供与・適用範囲の例外（リース業は新リース会計基準の適用が可能）
- 貸手のオペレーティング・リースとサービス部分を区分せずに合わせて会計処理する例外の追加（収益の計上時期・パターンが同じ場合）
- サブリースに関する会計処理の例外（中間の貸手がリスクを負わない場合や転リース）

また、セール・アンド・リースバックの会計処理は、IFRS第16号ではなく、米国会計基準を参考とした定めとなっています。

(3) 連結財務諸表でIFRSを任意適用している場合

上記のとおり、新リース会計基準ではIFRS第16号の主要な定めを取り入れており、連結財務諸表でIFRSを任意適用している日本企業およびその子会社において、IFRS第16号による会計処理を基本的に修正することなく日本基準の個別財務諸表に用いることができる基準を目指しています。ただし、実務上はそれらの会社間で連結グループ内の賃貸借取引（新リース会計基準においてリースを含む契約として会計処理される取引を含む）が行われていることもあり、その場合には各社の個別財務諸表において追加的に新リース会計基準に基づく借手・貸手の会計処理が必要となります。また、IFRS連結財務諸表の作成においては、各社の個別財務諸表において計上された連結グループ内の借手・貸手の会計処理を取り消す相殺消去仕訳も追加的に必要となるため、注意が必要です。

稻田 丈朗（いなだ たけお）

PwC Japan有限責任監査法人 財務報告アドバイザリー部 パートナー
2003年に入所、米国SEC登録企業および国内企業の監査業務に従事した後、2013年より2015年までPwC米国法人シカゴ事務所に駐在し、日系企業の米国現地子会社に対する監査業務に従事。2015年より法人内でのさまざまな会計専門相談業務に従事し、2017年より2019年までPwC米国法人ナショナルオフィスに2年間出向して米国会計基準およびIFRSに関する会計専門相談業務に従事。2020年より財務報告アドバイザリー部に所属し、企業再編・売却等のディールに関する複雑な会計処理、米国上場支援やコンフォートレター等のキャピタルマーケット関連、IFRS導入・決算支援業務や新リース会計基準導入支援などの会計アドバイザリー業務を幅広く手掛ける。

メールアドレス : takeo.t.inada@pwc.com

新リース会計基準の適用に向けた準備およびスケジュール



PwC Japan 有限責任監査法人
財務報告アドバイザリー部
ディレクター 本村 憲二

はじめに

新リース会計基準^{*1}は、2027年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用となり、適用に向けた現時点からの準備期間は2年強となります。リースの識別やリース期間といった主要論点への対応に工数を要することになりますが、その他の会計論点の会計処理変更や拡大された注記項目の情報収集への対応も必要となります。また、新リース会計基準適用後の継続的なリースまたはリースを含む契約の網羅的な判定、借手リースの資産・負債計上や条件変更による再計算等を行うための業務プロセスの構築も重要となります。資産・負債計上の対象となるリースを多数有する場合、システムによる管理も必要となり、当該システム導入に要する十分な期間を確保する必要があります。

本稿では、新リース会計基準適用準備に向けてのロードマップや当該準備期間で対応すべきタスク等について解説します。なお、本文中の意見に関する部分は、著者の個人的見解であり、PwC Japan 有限責任監査法人の見解ではないことを申し添えます。

1 新リース会計基準適用までの対応

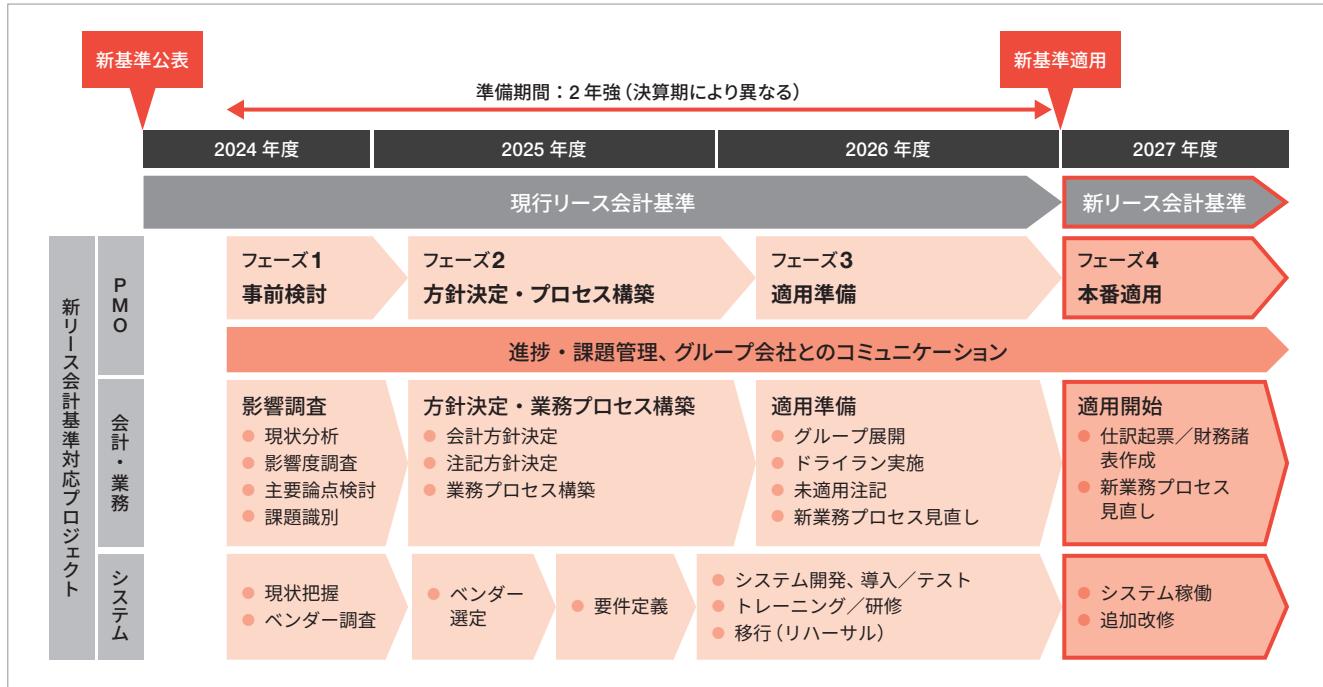
(1) 適用に向けたロードマップ

新リース会計基準は、2027年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用となり、適用に向けた現時点からの準備期間は2年強となります。借手となるリースの会計処理は現行の借手オペレーティング・リースを多数有する場合に加え、今までリースとして会計処理していなかった業務委託契約等も、新リース会計基準適用後はリースとして借手オペレーティング・リース同様に資産・負債の計上対象となる可能性があるため、当該取引を網羅的に把握する必要があります。また、資産・負債計上の対象となる借手のリースについては新リース会計基準に準拠した適切な会計処理を行えるように、システム導入も見据えた業務プロセスの構築も必要になります。加えて、貸手となるリースの会計処理の多くは現行踏襲となります。リースの識別やサブリースにおけるリース分類（ファイナンス・リースまたはオペレーティング・リース）の検討等が必要となるため、借手・貸手ともに新リース会計基準適用に向けた検討を実施することになります。

図表1は3月決算会社が、2027年4月1日から新リース会計基準を適用する場合の適用に向けたロードマップです。ロードマップでは対応すべきタスク内容に応じて、4つのフェーズに分割することで効果的・効率的な進め方ができると考えられます。フェーズ1「事前検討」において、新リース会計基準適用に向けた課題を識別し、フェーズ2「方針決定・プロセス構築」では識別された課題に対する対応方針を決定、必要となる業務プロセスを構築します。フェーズ3「適用準備」ではフェーズ2において決定された方針および構築された業務プロセスを実務への落とし込みを行い、フェーズ4の「本番適用」に備えます。フェーズ4では本決算において新リース会計基準適用後の財務諸表を作成します。

*1 本稿では、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」および企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」を合わせて「新リース会計基準」と呼びます。

図表1：2027年4月1日から新リース会計基準を適用する場合のロードマップイメージ



出所：PwC作成

(2) 各フェーズのタスク概要

フェーズ1「事前検討」

フェーズ1「事前検討」のゴールは、①新リース会計基準を適用した場合の財務上の概算影響額の算定と②適用に向けた課題の網羅的な把握です（図表2）。

上記①の財務上の概算影響額算定は、現行リース会計基準すでに注記されている解約不能な借手オペレーティング・リースの未経過リース料の割引現在価値とは必ずしも一致しません。例えば、当該注記対象となっていない契約が新リース会計基準適用後はリースと判定される場合や解約不能期間を超えたリース期間を見積もる場合等のいずれの場合においても財務上の概算影響額は増加します（例：解約不能期間が1年の不動産賃借契約について、10年のリース期間と見積もった場合、その財務上の概算影響額は10倍等になります）。また、リースの識別とリース期間の検討は新リース会計基準適用にあたり、工数を要する論点であるため、フェーズ1の段階から検討を開始します。

上記②の適用に向けた課題の網羅的な把握では、現行リース会計基準と新リース会計基準の借手・貸手双方の会計基処理の相違を把握し（GAAP差異分析）、当該相違点による影響の有無を把握するための実態調査を契約主管部署に行います。一般的に現行費用処理しかしていない契約の詳細

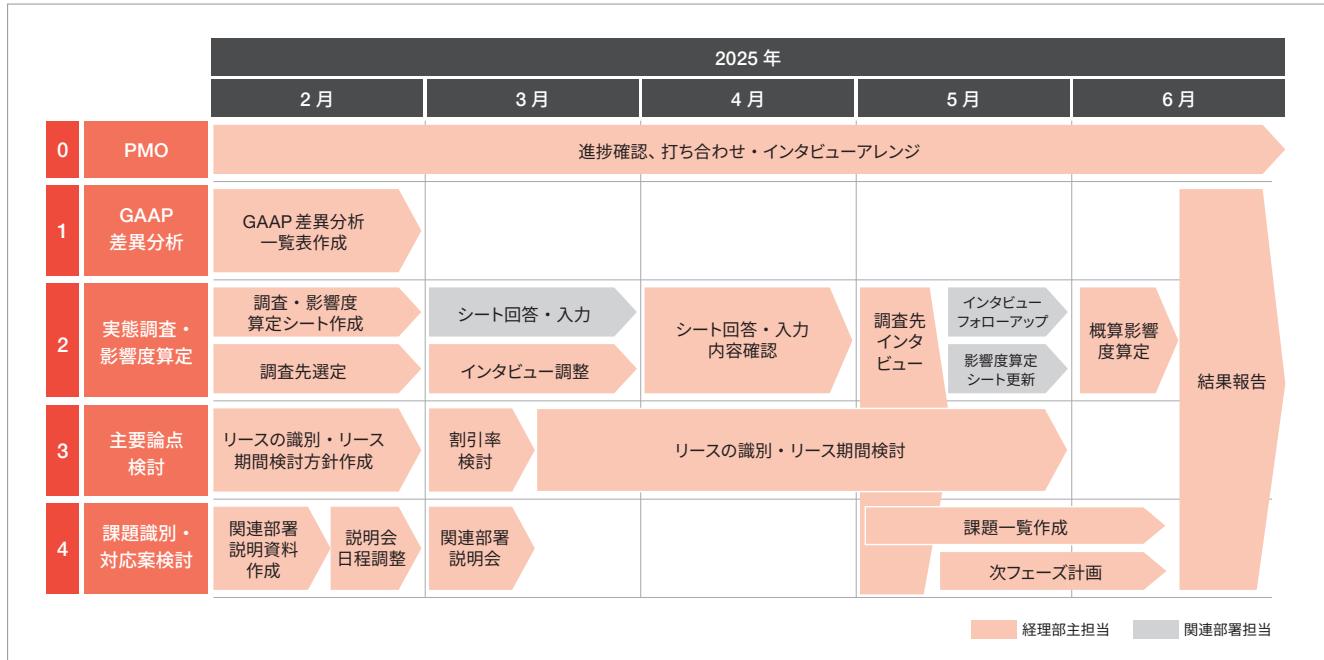
内容は経理部では把握していないため、契約主管部署に当該詳細や契約の管理方法を調査することで課題を識別するようになります。

なお、フェーズ1においては、全部署および全グループ会社を対象に上記ゴールに向けた調査を行うことが必須とは想定していません。例えば多数の事業セグメントを有しており、各セグメントで同様の事業を行っている会社が多数ある場合、各セグメントの代表的な会社を対象に調査することで、当該セグメントにおける新リース会計基準適用に向けた課題の把握は十分可能であると考えられます。フェーズ1での調査対象取引は連結財務諸表上消去されてしまう内部取引や財務上の影響が借手ほどない貸手は対象外とする等、調査対象取引の選定も効率化できると考えられます。

フェーズ2「方針決定・プロセス構築」

フェーズ1「事前検討」において、新リース会計基準適用に向けた課題を網羅的に把握した後、フェーズ2において当該課題に向けた対応を行います。新リース会計基準適用後の会計方針や注記方針を決定し、当該方針を実行するための業務プロセスを構築するため、このフェーズ2が最も重要なフェーズとなります。また連結財務諸表作成における会計方針や注記方針を決定することになるため、当フェーズではフェーズ1の対象会社に加えて、全グループ会社を対象に調

図表2：フェーズ1の詳細タスクイメージ



出所：PwC作成

査を実施することとなります。

さらに、決定された会計方針を実務に落とし込むために、リースの識別や借手リースの資産・負債の計上そのための業務プロセスを構築する必要があります。構築が必要となる業務プロセスの例としては、リースの識別ではどの部署がどのタイミングでどのような方法でその判定を行うのか、借手リースの資産・負債計上のためにリース管理システムを導入するか等があります。特にリースの識別を各契約主管部署で実施する場合、部署によっては会計業務の関与がない可能性もあるため、当該業務をどのように実施するかを経理部が連携しながら、プロセスを構築していく必要があります。また、システムを導入する場合、システム管理部等との連携も必要となります。さらに、サブリースの貸手としてのリースがファイナンス・リースに該当した場合、当該ファイナンス・リースの仕訳起票のための業務プロセスを構築する必要があるかもしれません。

フェーズ2では、決定された方針や構築された業務プロセスを各部署および各グループ会社に展開するための、新リース会計基準適用後の会計マニュアルや注記情報収集用のレポートイングパッケージの作成も行います。システム導入を含む業務プロセスに関する業務マニュアルも作成し、フェーズ3の「適用準備」に備えます。フェーズ2が終わる頃には、新リース会計基準適用まで1年もないため、繰り返しになりますが、当フェーズでの対応が2027年4月1日からの適用になります。

向けて非常に重要となります。

フェーズ3「適用準備」

フェーズ3「適用準備」では、フェーズ2で決定された方針や構築された業務プロセスが新リース会計基準適用後の実務に耐え得るものとなっているかを確認します。具体的には、フェーズ2で作成された会計マニュアル、注記用レポートイングパッケージ、業務マニュアルを各部署および各グループ会社に展開し、新リース会計基準適用後の本番適用における環境下で、実際の仕訳起票と注記の作成といったドライランを行います。ドライランは導入されたシステムを実際に使用し、システムの運用評価も行います。

ドライランの実施結果に基づき、修正すべき会計方針や業務プロセスがあれば、その見直しを行いながら、2026年度の有価証券報告書における新リース会計基準に関する未適用注記の作成準備や2027年度期首仕訳の作成準備を行います。

フェーズ4「本番適用」

フェーズ4では、2026年度の有価証券報告書作成と並行して2027年度の第1四半期決算短信で開示となる新リース会計基準適用後の期首仕訳の作成や会計方針の変更に関する注記の作成を行います。また、2027年度の有価証券報告書作成においては、新リース会計基準に基づく借手・貸手双

方のリースに関する注記を作成します。必要に応じて、リースに関する内部統制の整備および運用状況の評価を行います。

2 実務上の課題例

新リース会計基準適用準備を開始している会社は多く、その大半はフェーズ2を進行中または準備中です。当該会社においては、以下のような課題が上がっています。なお、基準が最終化されて間もない、および税制改正の有無が分かっていない現時点においては会計監査人と会計方針を同意済み、またはリースに関するシステムを導入している会社は限定的と考えます。

課題例

- 検討対象となる取引は多数の部署に及ぶため、当該多数の部署との連携および基準適用後の役割分担（リースの識別をどの部署が実施するか等）
- ビジネス上長期賃借前提のリースのリース期間の決定
- 多数のリースの資産・負債計上を行うためのシステム導入とそのリードタイムの確保
- サブリースの貸手のリース分類およびファイナンス・リースとなった場合の仕訳起票方法
- 使用権資産の減損や税効果等、既存の会計処理への影響
- 連結内部取引の資産・負債計上による子会社の会社法監査への影響（負債総額が200億円を超える場合）および当該内部取引の連結調整仕訳の起票方法

上に挙げた課題はあくまで一例です。また、リースの識別における調査対象とする契約も、選定方法やその判定結果、長期使用前提のリースのリース期間等は新リース会計基準適用後の影響が大きいため、手戻りがないように適用準備の早い段階から会計監査人と協議する必要があると考えます。

3 リースの識別における業務効率化

新リース会計基準適用準備において対応すべきタスクは多数ありますが、その中でもリースの識別はかなりの工数を要します。借手としてのリースになる可能性がある取引の調査ならば、例えば、取引先に業務委託しており、取引先が受託業務を行うにあたり当該取引先の特定の資産を使用してい

る場合、当該資産が委託会社にとって借手のリースになる可能性もあるなど、検討対象となる取引は多種多様です。全取引を精査することが望ましいですが、実務的な負担を考えると調査対象を絞り込む対応が現実的と考えられます。契約書を一元管理していない場合は、まずどの契約・取引を調査対象とするかを選定する必要があります。一般的に想定される調査対象取引の絞り込みおよびその判定過程では、ステップ1で合計残高試算表からリースを含む可能性がある費目を選定し、ステップ2で当該費目の総勘定元帳から調査対象取引を特定、ステップ3で当該特定取引の契約書を確認の上、リースに該当するか否かを判断します（詳細は11ページ参照）。

上記ステップのうち、ステップ3における契約書確認・判定は契約数やその形態もさまざまです。当該作業イメージは図表3のとおりです。フェーズ1「事前検討」において確認する契約書数およびページ数もイメージとして記載しています。

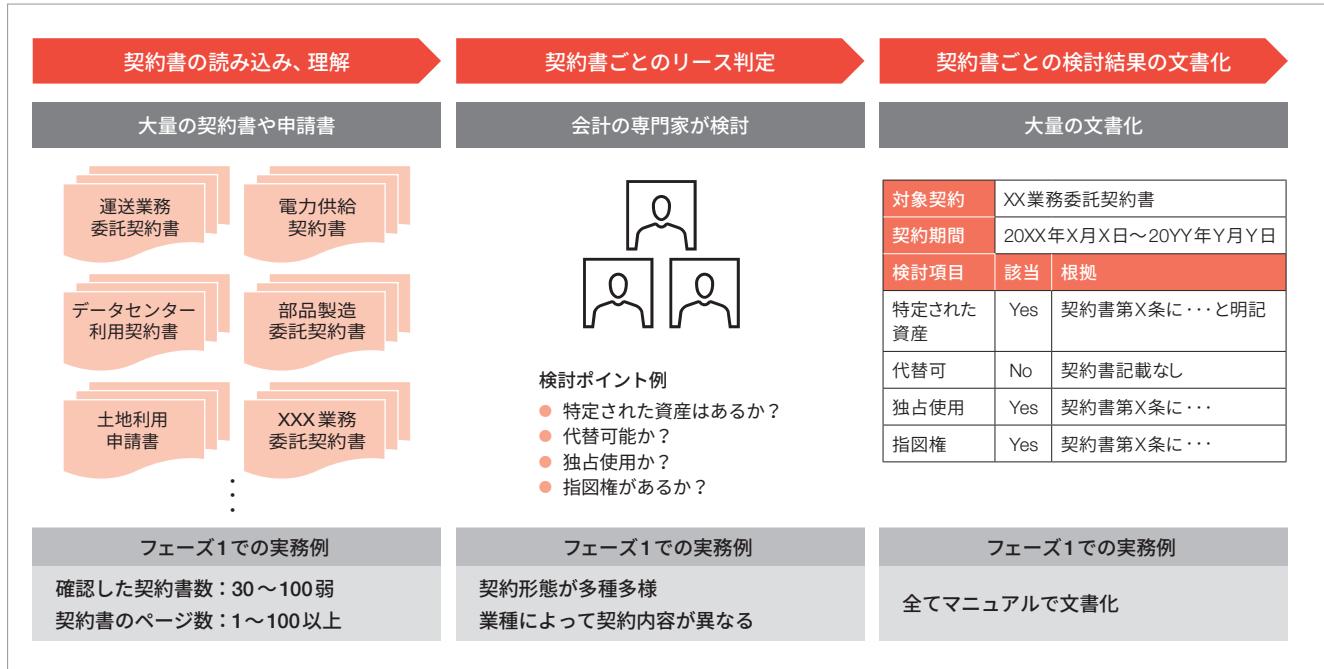
上記作業は大量の契約書を読み込み、理解した上で、新リース会計基準の検討ポイントに従いリースに該当するかを判断し、その検討結果およびその判断根拠を「契約書第X条にXXXとの記載があるため」など文書化する必要があるため、かなりの工数を要します。契約によっては100ページを超えるものや原契約にいくつもの契約変更の覚書があるなど、契約書の読み込みだけでも工数を要する場合もあります。

リースの識別は確かに会計の専門的な判断を要するため、工数を要するのは仕方ないものの、①契約書の解読、②検討ポイントに照らした検討、③検討結果の文書化、だけを切り出すと典型的な作業と捉えることができ、PwCでは当該作業において、生成AIを活用することで業務の効率化を実現しています。上記の「②検討ポイントに照らした検討」が最も重要になりますが、生成AIに問い合わせるプロンプト（質問や参照ガイド）を工夫することで、かなり確度の高い文書化が可能となります。図表4は生成AIを活用した作業フローのイメージです。生成AIの精度は100%ではないため、その判定結果を記した文書は必ず会計の専門家が確認することになりますが、契約書を全て読み、その結果を文書化する工数を大幅に削減することが可能となります。

4 おわりに

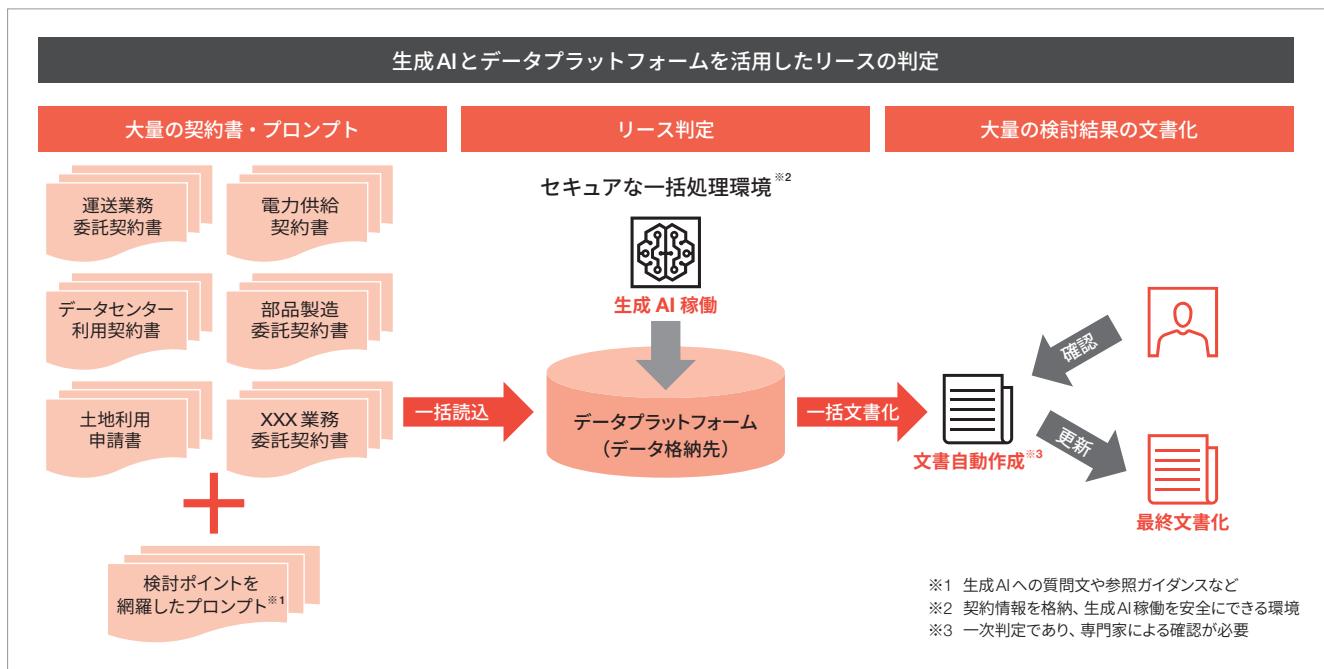
新リース会計基準は2027年4月1日から強制適用となります。業種によりその影響はさまざまですが適用準備期間は2年強です。会計方針の決定に加えて当該方針を実行するた

図表3：契約書確認・判定の作業イメージ



出所：PwC作成

図表4：生成AIを活用したリース判定のイメージ



出所：PwC作成

めの業務プロセスの構築が必要であり、リースの識別等プロセス構築を行う部署は経理部以外の多数部署となる可能性があります。また、リース管理システム導入を行う場合、そのリードタイムを十分に確保する必要があります。そのため当該基準が会計上および業務上でどのような影響を与える

のかについて、まだ適用準備を開始していない場合、早期に検討を開始することが重要です。基準適用後の業務プロセスをなるべく効率化すべく、生成AIやリース管理システム等の活用を検討することも重要なと考えられます。

本村 憲二 (もとむら けんじ)

PwC Japan有限責任監査法人 財務報告アドバイザリー部
ディレクター

10年超の会計監査経験後、アドバイザリー業務に専念。複数の大手自動車メーカー向けのIFRS第16号「リース」適用支援を行い、現在は大手事業会社および金融機関を対象とした新リース会計基準適用支援業務に従事。

メールアドレス：kenji.motomura@pwc.com

第20回

サステナビリティ報告のマテリアリティを考える —持続可能な社会にとって大事なこと（前編）

はじめに

自主的なサステナビリティ報告が始まって四半世紀、その間、常に世界をリードしてきたのは欧州でした。欧州委員会は、これまで域内企業が培ってきた取り組みを基礎に、2023年7月、既出のEU企業サステナビリティ報告指令（CSRD）^{*1}の適用に関する委任規則を採択しました。同年12月の官報掲載を経て、欧州のサステナビリティ報告はいよいよ本格的な制度開示となる準備が整いました。

一方、米国では、米国証券取引委員会（SEC）が気候変動と人的資本についての開示を義務化したものの網羅的なサステナビリティ開示とはなっていませんが、民間レベルにおいては、ここ十数年、サステナビリティ報告基準の策定に注力してきた民間団体SASB^{*2}がIIRC^{*3}との統合を経てIFRS財団^{*4}に合流し、従来の財務報告にサステナビリティ報告を組み込む国際的な流れを作ろうとしています。

これまで数多く存在したサステナビリティ報告に関するイニシアティブの成果は、EUのCSRD^{*5}とIFRS財団のISSB^{*6}基準に収斂しつつありますが、設立以来、自主的なサステナビリティ報告に大きな影響を与えてきたGRI^{*7}スタンダードは健在で、そのマルチステークホルダーを意識した報告思想は、CSRDの開示基準に色濃く反映されています。

CSRDとISSB基準は、多くの共通点を持つ一方、大きく異なっているのが開示情報のマテリアリティ（重要性）に対する考え方です。報告制度における情報の重要性は、その報告利用者にとって何が重要かによって決まりますが、ISSB基準が投資家等の意思決定への影響にフォーカスするのに対して、CSRDはGRIと同様、投資家以外のステークホルダーへの影響にも光を当てています。

報告書の想定利用者が違えばマテリアリティが異なり、開示すべき情報も異なってきます。これが両者の大きな違いとなっています。企業は、こうした両者のアプローチの違いを理解した上で、それぞれの法域において適切な対応が求められます。

本稿では、前編・後編の2回に分けて、サステナビリティ報告に関するEUとIFRSの制度概要を整理し、両者のマテリアリティについて考えます。今回の前編では、EUの制度概要とマテリアリティの考え方について整理します。

なお、文中の意見に係る部分および仮訳は筆者の私見であり、PwC Japan有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではありませんのであらかじめご了承ください。

*1 欧州議会および閣僚理事会指令（EU）2022/2464

*2 SASB : Sustainability Accounting Standards Board

*3 IIRC : International Integrated Reporting Council

*4 IFRS : International Financial Reporting Standards

*5 CSRD : Corporate Sustainability Reporting Directive

*6 ISSB : International Sustainability Standards Board

*7 GRI : Global Reporting Initiative

1 EUのサステナビリティ報告制度(CSRD/ESRS)の概要

EU域内で事業を行う企業は、CSRDに基づき最短で2024年からサステナビリティに関する開示が求められます。

開示が必要になる対象としては、一部の例外を除いて、①旧制度(NFRD^{※8})の対象企業、②総資産、売上高、従業員数のうち2年連続で2つ以上の要件を満たす企業、③上場中小企業、④一定要件に合致するEU域外企業、およびそれらの企業グループが含まれます^{※9}。

【具体的な開示内容】

CSRDは、サステナビリティ報告の基本的な枠組みを規定し、そのための具体的なアプローチと開示要求事項はESRS^{※10}によって定められています。

ESRSは、図表1のように、横断的な基準、環境、社会およびガバナンスに関する各基準に区分されたトピックについて、TCFD^{※11}の公表したTCFDフレー

図表1：ESRS開示基準における4つの要素

| | |
|-----------------------|--|
| ESRS1、2 横断的な基準 | ・作成基準 ・ガバナンス ・戦略 ・影響(インパクト)・リスク・機会の管理 ・指標と目標 |
| ESRS E1～5 環境に関する基準 | (E1) 気候変動 (E2) 汚染 (E3) 水と海洋資源 (E4) 生物多様性とエコシステム (E5) 資源の利用と循環型経済 |
| ESRS S1～4 社会に関する基準 | (S1) 自社の従業員 (S2) バリューチーンにおける従業員 (S3) 影響を受けるコミュニティ (S4) 消費者および最終顧客 |
| ESRS G ガバナンスに関する基準 | (G1) 事業活動 |

出所：ESRSをもとにPwC作成

※8 Non-Financial Reporting Directive (非財務情報開示指令)

※9 PwC「CSRD(企業サステナビリティ報告指令)対応支援」<https://www.pwc.com/jp/ja/services/assurance/sustainability/csrdf.html>

※10 ESRS : European Sustainability Reporting Standards (欧州サステナビリティ報告基準)

※11 TCFD : Task Force on Climate-related Financial Disclosures (気候関連財務情報開示タスクフォース)

ムワークの枠組みが要求する「ガバナンス」「戦略」「影響(インパクト)・リスク・機会の管理」「指標と目標」に倣った要素に関する開示を求めています。

ESRSの開示要求は、気候変動についてはTCFDの枠組みやISSB基準と共通する部分が多く、それ以外に、ISSBがまだ着手していない汚染、生物多様性、従業員、消費者、コミュニティなど幅広いトピックを扱っています。

定められた詳細な開示項目は1,000を超ますが、企業は全ての開示を求められるわけではなく、自社の事業との関わりのあるものに関してマテリアリティを評価することによって、開示すべきトピックを決めることが求められています。

なお、ESRSでは、報告の重複を避けるため、ISSBやGRIと相互運用ができるよう用語が定義されており、開示要求内容の整合を図っています。ただし、前述の通り、各報告制度の想定利用者には違いがある点には注意が必要です。

2 CSRD/ESRSにおけるマテリアリティの考え方

CSRD/ESRSにおいて、多様な情報の中から何を報告すべきかを判断する際には、サステナビリティに関連する財務的なマテリアリティ(財務マテリアリティ)に加えて、企業が環境や社会に与える影響を表すインパクトマテリアリティを考慮しなければなりません。この2つを合わせて、ダブルマテリアリティと呼びます。

ダブルマテリアリティの考え方とは、制度の基本的なスタンスとして、財務的側面のみにフォーカスするISSBのシングルマテリアリティとは大きく異なります。ESRSでは、ダブルマテリアリティを考える上で、以下のキーワードを理解しておく必要があります。

- **影響(インパクト)：**インパクトマテリアリティ評価によって特定される、事業活動に関連する正と負のサステナビリティへの影響
- **リスクと機会：**財務マテリアリティ評価によって特定される、自然資源、人的資源および社会資源へ

の依存に由来するものを含む、サステナビリティに関する企業財務上のリスクと機会

この考え方に基づいて特定のサステナビリティ事象がマテリアルであると評価されると、企業は、その事象に関連して要求される情報項目を開示しなければなりません。

ただし、ESRS2で要求される「作成基準」「ガバナンス」「戦略」「影響（インパクト）、リスク、機会の管理」「指標と目標」については、マテリアリティの適用がなく、全ての項目を開示することが求められています。

一方、「環境」「社会」「ガバナンス」の各トピックは、企業活動が社会や環境に与えるインパクトと、サステナビリティが企業に与える財務影響の両面でマテリアリティを判断し、バリューチェーンを含めて自社に関連する情報についてのみ開示することになります（図表2）。

図表2：ESRSにおけるマテリアリティ適用の有無

| 標準 | 内容 | マテリアリティ適用の有無 |
|-----------|-------------|--------------|
| ESRS2 | 横断的基準 | × |
| ESRS E1～5 | 環境に関する基準 | ○ |
| ESRS S1～4 | 社会に関する基準 | ○ |
| ESRS G | ガバナンスに関する基準 | ○ |

出所：ESRSをもとにPwC作成

3 ダブルマテリアリティのプロセス

ESRSでは、具体的なマテリアリティ判断の詳細なプロセスは示されておらず、企業は、関連する文書を参考しながら自ら構築しなければなりません。特に、企業が環境や社会に与えるインパクトのマテリアリティ評価については、自社の活動と環境や社会との関わりはさまざまで、尺度や閾値の設定も多様なため、その実践は簡単ではないでしょう。

これに関連し、2024年5月、EU・EFRAG^{※12}が、

企業のESRS適用をサポートするための「実施ガイダンス EFRAG IG1 マテリアリティ評価（MAIG）」^{※13}を公表しています。このガイダンスは、企業活動による環境や社会へのインパクトと自社の財務リスク・機会との関係を含め、評価プロセスの設例を紹介しながら開示実務に関するヒントを提供しています。

ガイダンスに示されたダブルマテリアリティの基本的なプロセスは、図表3の4つのプロセスから構成されています。なお、図表中のIROとは、Impact（インパクト）、Risk（リスク）、Opportunity（機会）を意味しています。

A～Cの各プロセスでは、ステークホルダーエンゲージメントを活用します。まず、プロセスAでは、影響を受けるステークホルダーを整理し、受ける影響の大きさによって優先順位を付けます。プロセスBでは、ステークホルダーエンゲージメントを通じてIROを識別します。プロセスCでは、インパクトのマテリアリティ判断に際して、深刻度や発生可能性、財務的な影響の閾値設定を考慮する際にステークホルダーエンゲージメントの活用が想定されています。

4 プロセスCの詳細

① 環境や社会への影響（インパクト）評価

企業活動が環境や社会に与える影響（インパクト）には、ネガティブ（-）な面とポジティブ（+）な面があります。これらのインパクトを、「深刻度（規模、範囲、回復困難性）」および「発生可能性」によって評価しますが、各々のインパクトについて考慮すべき要素は図表4のように整理できます。

しかし、評価対象となるインパクトは実に多様で、環境ひとつとっても、気候変動、大気汚染や水問題、廃棄物、生物多様性などさまざまな問題がそれに関係し合っており、評価の際のパラメータを設定するのも簡単ではありません。

※12 EFRAG : European Financial Reporting Advisory Group

※13 https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=/sites/webpublishing/SiteAssets/IG1+Materiality+Assessment_final.pdf

図表3：MAIGにおけるダブルマテリアリティのプロセス

| 段階 | 内容 |
|--------------------------------------|---|
| プロセスA 文脈の理解 | 事業計画、戦略、財務情報、製品サービス、ロケーション、バリューチェーン、規制、ステークホルダーに関する状況を理解する。 |
| プロセスB 実際のあるいは潜在的なサステナビリティ関連IROの特定 | ESRS1 AR16 (Application Requirement 16) のトピックリストをもとに関連IROを識別するほか、企業固有のトピックを追加する。また、GRIセクター基準の活用および既存プロセス（以下）との統合も考えられる。 <ul style="list-style-type: none">● デューディリジェンス● ステークホルダーエンゲージメント● GRI報告プロセス |
| プロセスC マテリアルなサステナビリティ関連IROの評価と決定 | 識別した関連IROのマテリアリティを、インパクトおよび財務の両面で評価し、マテリアルなIROを決定する。 【インパクト評価】 深刻度（規模、範囲および回復困難性）や発生可能性、閾値設定を考慮する。閾値の設定においては定性的な評価も可能。閾値に科学的コンセンサスが確立されている場合、詳細分析は不要。 【財務マテリアリティ評価】 財務的な影響額および発生可能性の観点から財務マテリアリティを判断する。 2つのステップの結果を統合し、マテリアルなIROをリスト化する。 |
| プロセスD 報告 | マテリアルと評価されたIROに関する、以下の事項を報告する。 <ul style="list-style-type: none">● 特定／評価プロセス● 戰略とビジネスモデルとの相互作用● 要求事項に沿った開示 |

出所：MAIG をもとにPwC作成

図表4：環境や社会へのインパクト評価で考慮すべき要素

| 影響 | 規模 | 範囲 | 回復困難性 | 発生可能性 |
|--------------|----|----|-------|-------|
| 実在する（-）インパクト | ○ | ○ | ○ | |
| 潜在的な（-）インパクト | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 実在する（+）インパクト | ○ | ○ | | |
| 潜在的な（+）インパクト | ○ | ○ | | ○ |

出所：MAIG をもとにPwC作成

また、定量評価の際の閾値の設定は企業の判断に委ねられていて、定量化が難しい場合、定性的な評価も認められていますが、評価水準の妥当性や、得られた評価結果の客觀性の確保もまた容易ではありません。このインパクト評価が、ESRSに基づくサステナビリティ報告の信頼性の鍵を握っていると言っても過言ではないと思います。

② 財務的なリスクと機会の評価

サステナビリティに関連する企業の財務的なリスクや機会は、まず、インパクトマテリアリティの評価の過程で認識された、その要因となる事象を分析します。例えば、温暖化に関連して、事業に悪影響を及ぼす自然災害、温暖化ビジネスとなり得る自社の製

品サービス、事業活動に課される温室効果ガス排出規制といった要因について具体的に分析することが求められます。

財務的なリスクや機会を評価する際には以下のようないくつかの事項を考慮することが考えられます。

- 要因の発生可能性と潜在的な重大性
- 短～長期にわたってリスクや機会がどの程度財務に影響するか
- 閾値を設定するか否か
- 財務的なリスクや機会を定量化できない場合は定性的なアプローチを検討する

なお、サステナビリティ関連のリスクや機会は、発

図表5：マテリアリティ判断の基準

| 項目 | 評価 | 評価 | 評価 | 評価 |
|---|----|----|----|----|
| 環境や社会への影響（インパクト）のマテリアリティ ：企業が、短～長期にわたって環境や社会に与える、実際の／潜在的な正／負の影響 | 有 | 無 | 有 | 無 |
| 企業の財務的なリスク・機会のマテリアリティ ：関連リスク／機会が、短～長期にわたって与える（合理的予測含む）、財政状態、業績、キャッシュフロー、ファイナンスへのアクセスまたは資本コストへの影響 | 有 | 有 | 無 | 無 |
| マテリアリティ判断の結果 | ○ | ○ | ○ | × |

○：マテリアル ×：マテリアルでない

出所：MAIGをもとにPwC作成

現確率や影響の規模に大きな幅があり、それはバリューチェーン上に現れるかもしれません。さらに、影響が将来に及ぶことも多く、長期にわたる可能性があることから、伝統的な財務報告のマテリアリティ判断に比べ、より広範囲に及ぶことが想定されます。

③ マテリアリティの決定

インパクトと財務、それぞれのマテリアリティ評価が確定すると、その結果の組合せによってマテリアリ

ティが確定します。具体的には、少なくともどちらかの要素がマテリアルなら当該事象はマテリアルと判断され、どちらの要素にも重要性が認められなければマテリアルとはなりません（図表5）。

以上、EUのサステナビリティ報告制度とマテリアリティの考え方について説明しました。次回は、IFRSの制度概要とマテリアリティの考え方を整理した上で、両者の関係や課題を考察して本稿をまとめます。

寺田 良二（てらだ りょうじ）

PwC Japan有限責任監査法人 基礎研究所 主任研究員、PwCサステナビリティ合同会社 執行役員

1989年公認会計士登録。監査業務を経てサステナビリティ事業部門を立ち上げ、企業や国・自治体のサステナビリティに関する取り組みを支援。現在は、主にサステナビリティに関する調査研究を行う。資源エネルギー庁省エネルギー政策に関する検討会委員、環境省環境報告に関する手引きの改訂等検討委員会委員、東京都排出量取引の運用に関する専門家委員など実績多数。『自然資本入門』（NTT出版、2015年）、『サステナブル不動産：マルチステークホルダーの動きから読む』（ぎょうせい、2009年）、『グローバルCSR調達：サプライチェーンマネジメントと企業の社会的責任』（日科技連、2006年）、『環境経営なるほどQ&A：環境先進企業へのヒント』（中央経済社、2003年）などの共著他、大学やセミナー等の登壇多数。

メールアドレス：ryoji.r.terada@pwc.com



人権・環境デューディリジェンスの法制化と日本企業の対応

—EUのコーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス指令(CSDDD)の発効を受けて



PwC弁護士法人
パートナー 北村 導人

はじめに

EUをはじめとして、人権および環境に関するデューディリジェンスを義務付ける法制化が国際的に進んでいます。そのような中、2024年7月25日、EUのコーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス指令 (Corporate Sustainability Due Diligence Directive : CSDDD) (Directive 2024/1760) (以下、「本指令」)^{※1}が発効しました。

本指令は一定の売上高等の要件（以下、「対象企業要件」）を充足する対象企業（以下、「適用対象企業」。EU域外企業を含む）に、自社および子会社の事業ならびに活動の連鎖（chain of activities）におけるビジネスパートナーの事業に関する人権・環境のデューディリジェンスの実施や開示等を義務付けるものです。本指令は日本企業およびそのグループ会社のサプライチェーンマネジメントや今後の事業活動に大きく影響を及ぼすものと考えられるため、その概要を本稿で解説します。

なお、本稿における意見の部分は筆者の私見であり、PwC弁護士法人および所属部門の正式見解ではないことをあらかじめお断りいたします。

※1 本指令の原文については、EUの公式ウェブサイト (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202401760) を参照。また、本指令に関する Frequently asked questions (FAQ) (https://commission.europa.eu/document/download/7a3e9980-5fda-4760-8f25-bc5571806033_en?filename=240719_CSDD_FAQ_final.pdf) (以下、「本指令FAQ」) が欧州委員会から公表されています。

1 EUにおける近時の人権および環境に関する法制化と日本企業に求められる対応

近時、EUにおいては、人権・環境に関するデューディリジェンスを義務付ける法制化が相次いでいます（図表1）。

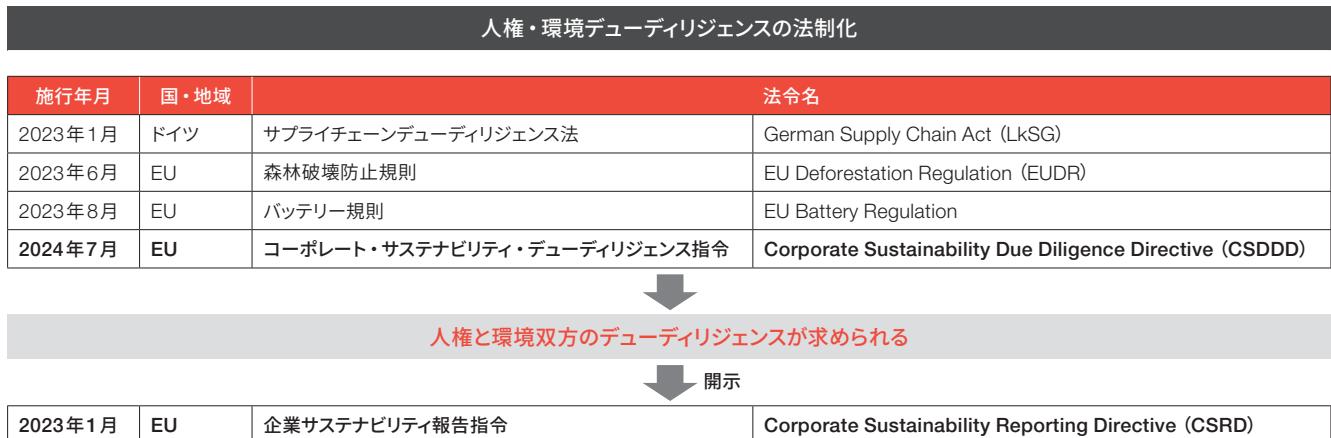
まず、ドイツにおいて、2021年6月に成立し、2023年1月に施行された「サプライチェーン・デューディリジェンス法」^{※2}では、ドイツを本拠とする企業または外国企業のドイツ国内の支店・子会社のうち、ドイツ国内において1,000人以上（2023年は3,000人以上）の従業員を雇用している企業に対し、サプライチェーンにおける人権や環境関連のデューディリジェンスなどの義務を課しています。具体的には、自社の事業領域およびサプライチェーンにおける事業活動について、人権や環境に関するリスク管理体制の確立、リスク分析や予防措置の実施、苦情処理メカニズム（グリーバンスマカニズム）の策定およびこれらの履行に関する報告書を公表することなどを義務付けています。なお、間接サプライヤーに関しては、人権や環境への負の影響などが示唆される事実上の兆候がある場合にデューディリジェンスを実施する義務を課しています。違反した場合は、行政罰（罰金）や公共調達の入札手続からの除外などが科せられます。

次に、2023年6月、EUにおいて、森林破壊防止のためのデューディリジェンス義務化に関する森林破壊防止規則 (EUDR) が発効しました^{※3}。EUDRは、その生産のための農

※2 ドイツのサプライチェーン・デューディリジェンス法の詳細については、PwC弁護士法人の2021年10月ニュースレター（ドイツのサプライチェーン・デューディリジェンス法と日本企業への影響）（<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/legal-news/legal-20211029-1.html>）、2022年11月ニュースレター（ドイツのサプライチェーン・デューディリジェンス法ガイドラインの概要）（<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/legal-news/legal-20221130-1.html>）、2023年6月ニュースレター（ドイツのサプライチェーン・デューディリジェンス法のQ&Aの解説）（<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/legal-news/legal-20230626-1.html>）をご参照ください。

※3 EUDRの詳細については、PwCサステナビリティ合同会社のコラム（EUDR（欧洲森林破壊防止規則）の概要と要求事項—2024年12月に迫る適用期限に日本企業はどう対応すればよいのか）（<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/sustainability/eudr.html>）をご参照ください。

図表1：EUにおける人権・環境デューディリジェンスに関する法制化



出所：PwC作成

地の拡大による森林破壊への影響が特に大きい、牛、ココア、コーヒー、パーム油、ゴム、大豆および木材を対象製品として、事業者および取引業者に対して、対象商品をEUに上市するまたはEU市場から輸出する前に、①森林破壊がないこと、②生産国の関連法規に従って生産されたものであること、③コンプライアンス違反がないことを示すためのデューディリジェンスステートメントを提出することを求めています。②の「生産国の関連法規」には、人権および環境に関する法規が含まれており、かかる法規遵守性を確認するために、人権および環境に関するデューディリジェンスを実施することが必要となります。違反した場合は、罰金や利益の没収、公共調達手続きからの排除などが科せられます。

また、2023年8月、EUにおいて、バッテリー規則が施行されました^{*4}。同規則においては、バッテリーをEUに上市するまたは使用に供する経済事業者は、バッテリー製造に必要な原材料や二次材料の調達、加工、取引に伴う社会的および環境的リスクに対処するため、国際基準に準拠したデューディリジェンス方針を策定し、デューディリジェンスを実施する義務が課されます。違反した場合の罰則は、各国の法令で定められることとなります。

さらに、2024年7月、EUにおいて、コーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス指令 (CSDDD) が発効しました。本指令は、バリューチェーン全体の人権および環境に関するデューディリジェンスを義務付ける指令であり、2026年7月26日までに、EU各国において同様の義務を含

む法令が制定されることとなります。

このように、EUにおいては、適用対象企業に人権および環境に関するデューディリジェンスを義務付ける法制化が急速に進んでおり、適用対象企業はもちろんのこと、適用対象企業を含むバリューチェーン上の日本企業においても、人権および環境に関するデューディリジェンスの実施が求められることが想定されます。各法令などにおいては罰則も設けられているため、日本企業を含む各企業の事業活動に支障をきたさないためにも、専門家なども交えながら、十分な準備と効果的なデューディリジェンスを実施することが肝要です。

なお、日本では、人権に関して、2020年10月に政府が『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）を策定し、2022年9月には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を定めました^{*5}。このガイドラインは、法的拘束力はないものの、日本で事業活動を行う全ての企業に対して、サプライチェーンなどにおける人権デューディリジェンスの遂行を含め、人権尊重にかかる取り組みに最大限努めることを求めています。2021年のコーポレートガバナンスコードの改訂においても、取締役会は「地球環境問題への配慮」「人権の尊重」などサステナビリティを巡る課題への適切な対応を、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、能動的に取り組むべきものと明示されています（原則2-3）。2024年3月6日付けの参院予算委員会で、岸田文雄前首相は、人権デューディリジェンスに関して、「将来的な法律の策定可能性

*4 バッテリー規則の詳細については、PwC弁護士法人の2023年12月ニュースレター（2023年7月制定のEUバッテリー規則の概要と日本企業への影響）（<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/legal-news/legal-20231221-1.html>）をご参照ください。

*5 ガイドラインの概要については、PwC弁護士法人発行のESG／サステナビリティ関連法務ニュースレター（2022年9月—日本政府「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の策定）（<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/legal-news/legal-20220926-1.html>）をご参照ください。

も含めてさらなる政策対応について検討していく」と発言しました^{*6}。また、国連ビジネスと人権作業部会が、2024年5月に公表した訪日調査の最終報告書で、日本政府に対して、人権デューディリジェンスを義務付ける法律を早期に制定することを強く求める^{*7}など、日本においても人権デューディリジェンスの法制化の機運は高まってきています。

2 EUのCSDDDと企業の責任 ——日本企業は何をすべきか

(1) 本指令(CSDDD)の背景・目的

EUは、欧州グリーンディールに則ったグリーン経済への移行、および人権や環境に関する事項を含む国連のSDGsの達成を含む持続可能な経済・社会の構築を実現するためには、あらゆる業種の企業の行動が重要であるとしています。すなわち、企業は、人権および環境の観点からの持続可能性(サステナビリティ)を担保するための責任ある行動が求められており、そのガバナンス、マネジメントシステムおよび意思決定においても、かかる持続可能性の観点を組み込むことが重要であるとされています。

本指令は、かかる観点から、グローバルバリューチェーンを通じて、人権および環境双方の観点から、持続可能で責任

のある企業行動を促進することを目的としています。具体的には、企業活動による児童労働や労働者の搾取などの人権への負の影響、および、環境汚染や生物多様性の損失をはじめとした環境への負の影響を特定し、当該負の影響を防止、軽減、是正するプロセスの構築と実施等を求めています。このような人権および環境双方の観点からの施策は、EU各国でそれぞれ法制化またはその検討が進められているものの、各国の法整備の状況やその内容は必ずしも同一ではないため、本指令が、法的安定性と公正な競争条件(level playing field)を確保することにも資するものと考えられています。

(2) 本指令の制定経緯

本指令は、欧州委員会(European Commission)から、コーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス指令の案が提出された2022年から2年以上の審議を経て成立したものでした。その審議過程において、当初の指令案の内容は複数の点において改訂されており、さまざまなステークホルダーからの意見を取り入れ、調整が行われた上で、最終的に2024年7月に本指令が成立・発効しました^{*8}。

(3) 本指令の適用対象企業および適用開始時期

本指令の適用対象企業(対象企業要件)は図表2のとおり

図表2：CSDDDの適用対象企業および適用開始時期

| CSDDDは、EU域内企業のみならず、EU域外の第三国企業にも適用される | | |
|--------------------------------------|--|---|
| | EU域内企業 | EU域外企業(第三国企業) |
| 適用対象企業 | (a) 直近事業年度における全世界での純売上高が、4億5,000万ユーロ超であり、かつ平均従業員数が1,000人超の企業 (b) 連結グループ単位で上記(a)の閾値を満たす企業グループの最終親会社 (c) EU域内のフランチャイズまたはライセンス契約を締結している企業またはグループの最終親会社で、EU域内のロイヤルティが、直近事業年度において、年間2,250万ユーロ超、かつ全世界での純売上高8,000万ユーロ超の企業 | (a) 直近事業年度の前年度におけるEU域内での年間純売上高4億5,000万ユーロ超の企業 (b) 直近事業年度の前年度において、連結ベースで(a)の閾値を満たす企業グループの最終親会社 (c) EU域内のフランチャイズまたはライセンス契約を締結している企業またはグループの最終親会社で、EU域内のロイヤルティが、直近事業年度の前年において、年間2,250万ユーロ超、かつEU域内の純売上高8,000万ユーロ超の場合の企業 |
| 適用開始時期 | <ul style="list-style-type: none"> ● 全世界での純売上高が15億ユーロ超、かつ従業員数が5,000人超の企業：2027年7月26日 ● 全世界での純売上高9億ユーロ超、かつ従業員数3,000人超の企業：2028年7月26日 ● 全世界での純売上高4億5,000万ユーロ超、かつ従業員数が1,000人超の企業：2029年7月26日 | <ul style="list-style-type: none"> ● EU域内売上高が15億ユーロ超の企業：2027年7月26日 ● EU域内売上高が9億ユーロ超の企業：2028年7月26日 ● EU域内売上高が4億5,000万ユーロ超の企業：2029年7月26日 |

※上記要件を2会計年度で連続して充足した場合に、適用対象となる

※最終親会社が純粹持株会社で一定の要件を充足する場合は、免除される。その場合、EU域内の子会社が義務履行する

出所：PwC作成

*6 2024年3月6日付日本経済新聞

*7 報告書の原文は、<https://documents.un.org/doc/undoc/gen/g24/068/47/pdf/g2406847.pdf>をご参照ください。

*8 当初指令案から複数の点で改訂がなされているため、本指令の内容については最終的に可決され、発効した「本指令」を確認する必要があるという点に留意が必要です。

であり、段階的に適用が開始されます。適用対象企業の要件であるEU域内での年間純売上高をどのように把握するか、従業員にはどの範囲まで含まれるのかなど、実務上、適用対象企業を確定するときには、対象企業要件の解釈・適用についても慎重な検討が必要となります。

(4) 本指令で対象とされる人権リスクおよび環境リスク

本指令は、適用対象企業に対し、人権および環境にかかるデューディリジェンスの実施等の義務を課しています。かかるデューディリジェンスの対象となる「人権への負の影響」および「環境への負の影響」は定義されており（3条1項〈b〉〈c〉）、附属書（Annex）に具体的に列挙された人権リスクおよび環境リスクが対象となります（図表3）。本指令におけるデューディリジェンスを含む各義務を履行する際には、附属書を参照しながら、本指令がいかなる人権リスクおよび環境リスクを対象としているのか、自社が自社グループや取引先に対して現在実施しているデューディリジェンスにおいてこれらの人権リスクや環境リスクがカバーされているのかなどを検討する必要があります。

(5) 対象企業に課される義務

a. 人権および環境にかかるデューディリジェンスの対象範囲

本指令の適用対象企業は、自らの事業またはその子会社の事業のみならず、活動の連鎖（chain of activities）におけるビジネスパートナーの事業から生じる人権および環境への負の影響もデューディリジェンスの対象とするものとされています（図表4）。

ここで、「活動の連鎖」（chain of activities）とは、企業の事業に関する上流および下流の事業活動であり、具体的には、①原材料、製品また製品の部品の設計、抽出、調達、製造、輸送、保管および供給ならびに製品またはサービスの開発を含む法人による商品の生産またはサービスの提供に関する企業の上流のビジネスパートナーの活動、および②製品の流通、輸送、保管（廃棄は含まない）に関連する企業の下流のビジネスパートナーの活動のうち、当該企業のためにまたは当該企業に代わって行う者^{※9}の活動をいうものと定義されています。

また、「ビジネスパートナー」（business partner）には、直接・間接の取引先が含まれます。具体的には、①適用対象企業の業務（operation）、製品もしくはサービスに関連する

図表3：CSDDDで対象とされる人権リスクおよび環境リスク

| CSDDDは、人権・環境デューディリジェンスの対象となる人権・環境への負の影響を定めている | |
|---|--|
| 人権への負の影響（人権リスク） | 環境への負の影響（環境リスク） |
| <p>① 附属書Part I Section 1に列挙されている人権の侵害</p> <p>② Section 1に列挙されてはいないが、Section 2で列挙されている国際文書において保障されている人権の侵害（ただし、所定の要件を充足する場合に限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 例えば、Section 1には、保護すべき人権が列挙されている（以下は含むが、これらに限られない） <ul style="list-style-type: none"> ・ 生命の権利の保護、非人道的な措置の禁止 ・ 強制労働の禁止、児童労働の禁止 ・ 公正かつ良好な労働条件、相当な生活水準の保護、結社の自由、団結権および団体交渉権の保護、同一労働同一賃金の原則と雇用における差別待遇の除去 ・ 環境汚染等の禁止、土地、森林、水域の取得等による不法な立退きまたは土地はく奪の禁止など ● Section 2には、国際人権規約やILO中核的労働基準などが含まれている。 | <p>① 附属書Part I Section 1（人権リスク）で定める環境汚染等の禁止や土地等の取得による不法な立退き等の禁止</p> <p>② Part IIに列挙された多国間条約に定められた禁止事項および義務への違反から生じる環境への負の影響</p> <p>※当該禁止事項や義務の内容は、生物多様性条約、ワシントン条約、水俣条約等の各種環境関連条約に基づき解釈されるものとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 例えば、対応すべき環境課題が含まれる（以下は含むが、これらに限られない） <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性への悪影響の回避または最小化の義務 ・ 水銀添加製品の製造、輸入、輸出の禁止 ・ 一定の化学物質の生産と使用的禁止 ・ 廃棄物の不法な取り扱い、収集、保管、処分の禁止 ・ 濕地に対する悪影響の回避または最小化の義務など |

出所：PwC作成

※9 なお、2021/821/EU規則に基づく輸出管理の対象となる製品または武器、軍需品もしくは戦争資材に関連する輸出管理の対象となる製品の流通、輸送および保管は除外ものとされています。また、本指令FAQ5.3では、「当該企業のためにまたは当該企業に代わって行う者」の例として、衣料品メーカーであれば、完成した衣料品を消費者に販売する小売店が含まれるであろう（might be）とされています。

図表4：CSDDDで課せられる人権・環境デューディリジェンス義務

| CSDDDは、適用対象企業の上流および下流を含む幅広いバリューチェーンに関する人権・環境デューディリジェンスを求めている | |
|---|--|
| <p>CSDDDの適用対象企業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自社および子会社の事業 ● 活動の連鎖 (chain of activities) におけるビジネスパートナーの事業 <p>に関する人権および環境のデューディリジェンスの実施や開示等の義務が課せられる。</p> | |
| <p>「活動の連鎖」(chain of activities)とは、 企業の事業に関する上流および下流の事業活動である。</p> <p>具体的には、以下の活動をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原材料、部品または製品の設計、採掘、調達、製造、輸送、保管および供給や製品またはサービスの開発を含む、適用対象企業の商品・製品の生産またはサービスの提供に関する上流のビジネスパートナーの活動、および ② 適用対象企業の商品・製品の流通、輸送、保管(廃棄は含まない)に関連する下流のビジネスパートナーの活動のうち、当該企業のためにまたは当該企業に代わって行う者の活動 | <p>「ビジネスパートナー」(business partner)とは、 直接・間接の取引先が含まれる。</p> <p>具体的には、以下の事業体(企業等)をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 適用対象企業の業務(operation)、製品もしくはサービスに関連する契約を締結しているか、または適用対象企業が活動の連鎖においてサービスを提供している事業体(直接ビジネスパートナー) ② 直接ビジネスパートナーではないが、適用対象企業の業務、製品またはサービスに関連する事業運営(business operation)を遂行している事業体(間接ビジネスパートナー) |

出所：PwC作成

契約を締結しているか、または適用対象企業が活動の連鎖においてサービスを提供している事業体(直接ビジネスパートナー)と、②直接ビジネスパートナーではないが、適用対象企業の業務、製品またはサービスに関連する事業運営(business operation)を遂行している事業体(間接ビジネスパートナー)が含まれます。

このようにCSDDDでは、広範囲にわたる人権・環境デューディリジェンスをリスクベースアプローチで実施することが求められます。

b. 適用対象企業に課される具体的なデューディリジェンスに関するアクションの概要

本指令が求める、人権および環境にかかるデューディリジェンスを含む取り組みの全体像は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」(指導原則)で求められる、①方針の策定、②(リスクベースに基づき実施される)リスクの特定・評価、リスクの防止・軽減・是正、モニタリング、説明・情報開示のプロセスを経るデューディリジェンスの実施、③デューディリジェンスではカバーされない領域を含めて広く苦情の申立てとそれに対する対応を実施する苦情処理メカニズム(グリーバンスマカニズム)の構築・運用、④取り組み全体を通じて求められるステークホルダーとの効果的かつ透明性のある協議(対話やフィードバックを含むエンゲージメント)といった取り組みと、基本的に整合するものです(図表

5)。なお、本指令においては、かかる枠組みについて人権だけではなく、環境に関するデューディリジェンスにも適用されるという点に留意が必要です。

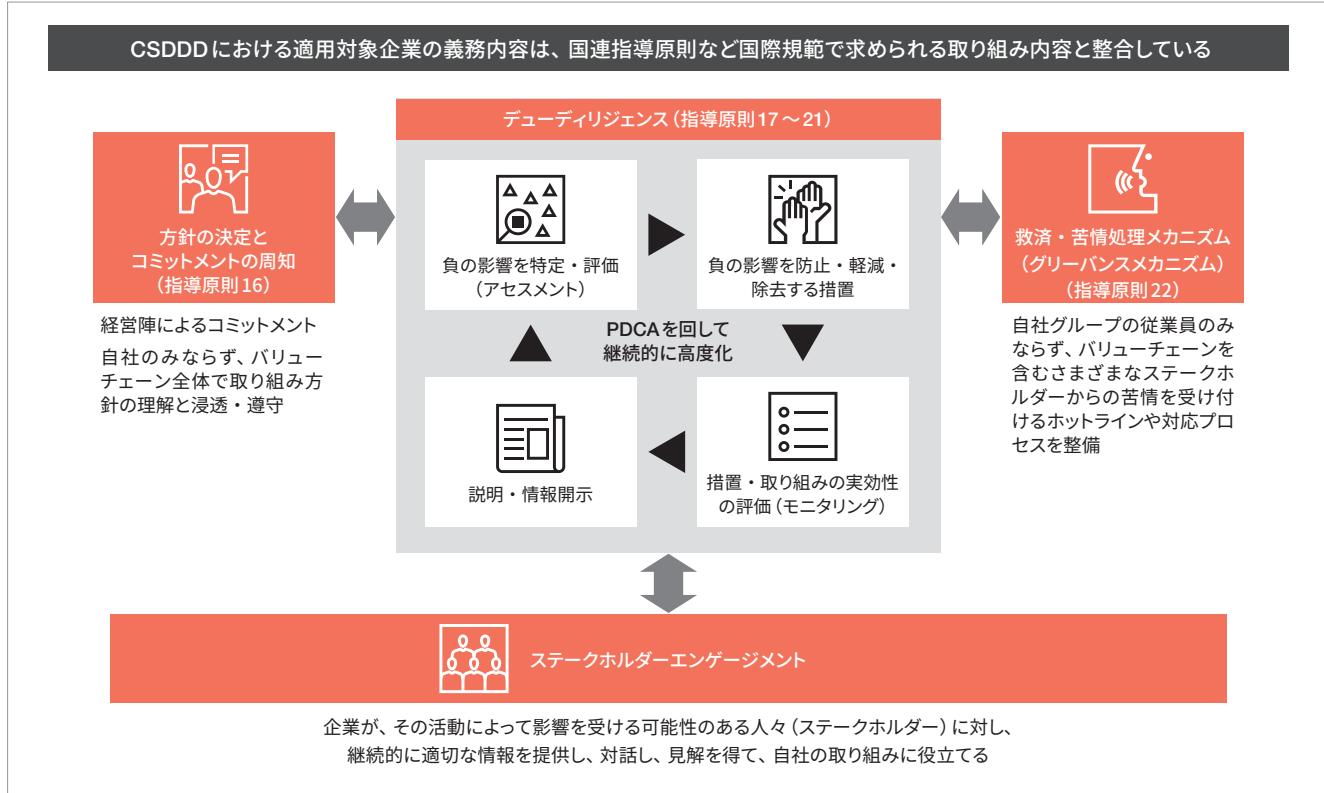
適用対象企業は、人権・環境に関するデューディリジェンスについて、具体的に以下の措置を講じる必要があります。実際に企業において本指令への対応を検討していく際には、さまざまな実務的課題を検討していくことが求められます(図表6)。

図表6(1)のデューディリジェンス方針については、例えば、何を、どの程度の粒度で記載すべきか、誰に当該方針を遵守させるのか、既存の行動規範、規程、ガイドラインとの整合性をどのように取るべきかなどの検討が必要となります。

図表6(2)(b)では、「活動の連鎖」について自社のバリューチェーンにおいてどのように捉えるべきか、バリューチェーン分析やリスクマッピングなどが適切に行われているか、すでに実施されている人権・環境デューディリジェンスと本指令で求められるデューディリジェンスの内容にギャップがないかなどの検討が必要です。

図表6(2)(d)の情報開示においては、年次報告書をウェブサイトに掲載する必要がありますが、EUのCSRD(企業サステナビリティ報告指令)対応との関係をどのように整理すべきか(CSRDとCSDDDの開示の関係については、CSDDDの16条などを参照)、その記載内容としてどの程度

図表5：企業の取り組みの全体像（指導原則などを参照）



出所：PwC作成

図表6：CSDDDにおいて適用対象企業に課される義務

CSDDDは、指導原則と整合するものであるが、人権・環境デューディリジェンスなどさまざまな義務を課している

| | 義務 | 内容 | 条文 |
|------------------------------|------------------|--|--------|
| (1) | デューディリジェンス方針の策定 | デューディリジェンスを企業のポリシーやリスク管理システムに取り込む ポリシーは従業員代表者との協議が必要。少なくとも24カ月ごとに見直し | 7条 |
| 人権・環境デューディリジェンスの実施・開示 | | | |
| | (a) リスクの特定・評価 | 人権・環境への実際の、または潜在的な負の影響を特定・評価する（必要に応じて、実際の、または潜在的な負の影響の優先順位付けを行う（リスクベースアプローチ）） | 8条 |
| (2) | (b) リスクの防止・軽減・是正 | 潜在的な負の影響を防止または軽減し、実際の負の影響を是正する 取るべき措置の内容としては、例えば、予防行動計画や是正措置計画などの作成・実施、直接の取引先との契約上の保証（企業の行動規範の遵守の確保）などが含まれる | 9条、10条 |
| | (c) モニタリング | デューディリジェンス方針および措置の実効性を定期的（少なくとも12カ月ごと）にモニタリングする | 15条 |
| | (d) 情報開示 | デューディリジェンスの状況に関する公表・開示（ウェブサイト上で年次報告書の公表）を行う | 16条 |
| | (2) 苦情処理メカニズム | 人権・環境への負の影響に関する通報制度および苦情処理制度（公平性、利用可能性、アクセス可能性、予測可能性、透明性等を確保）を策定し、これを維持する | 14条 |
| (3) | ステークホルダーエンゲージメント | ステークホルダーとの有意義なエンゲージメントを行う | 13条 |

※適用対象企業は、企業のビジネスモデルや戦略について、持続可能な経済への移行やパリ協定に基づく1.5°Cの地球温暖化の抑制に適応するための、気候変動緩和のための移行計画を採択し、実施する義務を負う

出所：PwC作成

の粒度で開示すべきかなどの検討が求められます。

上記の検討課題については、明確な正解が必ずしも存在するわけではないものもありますが、本指令の目的や人権・環境デューディリジェンスを実施する目的を見失わず、当該目的に照らしながら、自社のリソースなども踏まえて、ロードマップを策定した上で、専門家とも協力しながら、計画的に検討や実施を進めていく必要があります。

c. 気候変動への対応義務

適用対象企業は、企業のビジネスモデルや戦略について、持続可能な経済への移行やパリ協定に基づく1.5°Cの地球温暖化の抑制に適応するための、気候変動緩和のための移行計画を採択し、実施する義務を負うものとされています（22条1項）。かかる移行計画には、2030年まで、および2050年までの5年ごとの気候変動に関する期限付き目標やスコープ1、2、3の温室効果ガスの排出削減目標など所定の事項を含めるものとされています（同項〈a〉～〈d〉）。

(6) 本指令所定の義務の不遵守（制裁など）

本指令の監督当局は、適用対象企業に本指令所定の義務の違反が認められる場合、違反行為の差止命令等の措置を取る権限が認められています。また、適用対象企業が本指令所定の義務を遵守しない場合、以下のとおり、加盟国当局により、金銭的な制裁や企業名などの公表の対象となります。金銭的な制裁としては、違反した企業の全世界の年間純売上高の5%を上限とする制裁金が科される可能性があります。

また、本指令では、適用対象企業は、潜在的な負の影響の防止・軽減および実際の負の影響の是正に関する義務に（故意または過失により）違反し、その違反の結果として、自然人または法人の法的権利が侵害された場合などに、民事上の損害賠償責任を負うものとされています。

3 おわりに

本指令は、日本企業にも大きな影響を及ぼすことが想定されます。本指令は、EU企業のみならず、EU域外企業も適用対象とするものであり、日本企業も一定の要件を充足した場合には直接適用されることが考えられます。また、日本企業としては、自社がEU域外企業として本指令の適用対象企業になる場合はもちろんのこと、直接の適用対象企業にならない場合であっても、ビジネスパートナーである欧州企業のバリューチェーンの一部を構成するものとして、デューディリジェンスの実施やグリーバンスマカニズムの構築など、人権および環境のリスクへの対応を求められることが考えられ、これらが契約上の義務として要求されることも想定されます。

そのため、日本企業においても、本指令の適用を見据えて、現状の把握や今後の取り組み方針の策定、社内体制の整備などについて、弁護士を含む専門家のアドバイスを受けながら、適時に対応していくことが必要となります。

北村 導人（きたむら みちと）

PwC弁護士法人 パートナー

ESG／サステナビリティ関連法務、税法・会計が交錯する企業法務、税務、ウェルスマネジメントを中心に、幅広い法分野を取り扱う。近時は、ESG／サステナビリティに関連する経営アジェンダやトランザクションに係るコンサルティング（ビジネスと人権関連サービスを含む）に注力している。また、M&A、JV組成、金融取引、信託など各種取引のストラクチャリングに対する法務・税務上の助言やリスク検証、税務調査対応および税務争訟の代理（外国の税務争訟のマネジメントを含む）、経営者・創業家・資産家に対する事業承継、相続、遺言、遺産分割、資本政策に関する法務・税務上の助言について豊富な知見と実績を有する。なお、税務争訟については、外国事業体課税訴訟、タックス・ヘイブン対策税制課税訴訟、ヘッジ取引課税訴訟、株式消却寄附金課税訴訟、法人税・所得税・消費税・相続税並びに国際税務に関する代理実績を数多く有する。

メールアドレス：michito.kitamura@pwc.com

フィリピンの税務環境と CREATE MORE 施行による期待



PwC フィリピン

日系企業部プリンシパル 東城 健太郎

PwC フィリピン

日系企業部ディレクター 林田 俊哉

はじめに

フィリピンは平均年齢が20代半ばの非常に若い国であり、増加する人口に比例するように近年は高い経済成長を遂げています。豊富な若年人口を背景とした生産拠点としての魅力にとどまらず、経済成長による中間層の拡大に伴い、昨今は消費市場としての魅力も日々高まっています。また、日本の主要都市からフィリピンの首都マニラまで飛行機で約4時間と地理的にも非常に近いうえ、日本とフィリピンの関係は黄金期と呼ばれるほど安定しており、経済や安全保障などの分野で両国の関係は今後も深まっていくと見込まれています。

一方で、このような好条件が揃っているのにもかかわらず、近年、日系企業を含む外資企業のフィリピンへの直接投資はあまり伸びていないのが実状です。特に製造業の分野では、この数年間、大型の新規進出が少ない状況が続いています。

このような、フィリピンへの投資が停滞している背景には、さまざまな課題の存在があります。ビジネスのしやすさという観点から見て、特に深刻なのが税務面での問題です。コロナ禍以降、過去最悪の水準にまで増大した政府債務を受け、税務当局である内国歳入庁 (Bureau of Internal Revenue : BIR) による税務調査の執行は極めて厳しくなっており、その対応に多くの進出済み日系企業が苦慮しています。また、2021年4月に優遇税制の大幅改正 (CREATE : 企業復興税優遇法) が行われ、それ以前に輸出型製造業が享受できていた税務インセンティブの一部が削減されたことも、製造業の新規投資が停滞している一因と考えられます。

本稿では、足元のフィリピンの厳しい税務環境の実態をお伝えするとともに、今後の明るい材料として、2024年11月の投資環境改善に向けた具体的な法改正 (CREATE MORE) の内容についても併せてお伝えします。なお、文中の意見に係る記載は筆者の私見であり、PwC フィリピンおよび所属部門の正式見解ではないことをあらかじめお断りします。

1 フィリピンの経済概況

フィリピンの人口は2024年には1億1,500万人を超えるとされており^{*1}、ASEANではインドネシアに次ぐ第2位の人口規模を誇り、今後も増加傾向は続くと予測されています。また、日本とは異なり、若い年代ほど人口の多い山型の人口ピラミッドになっていることも、将来の大きな経済成長のポテンシャルを感じさせます（図表1）。

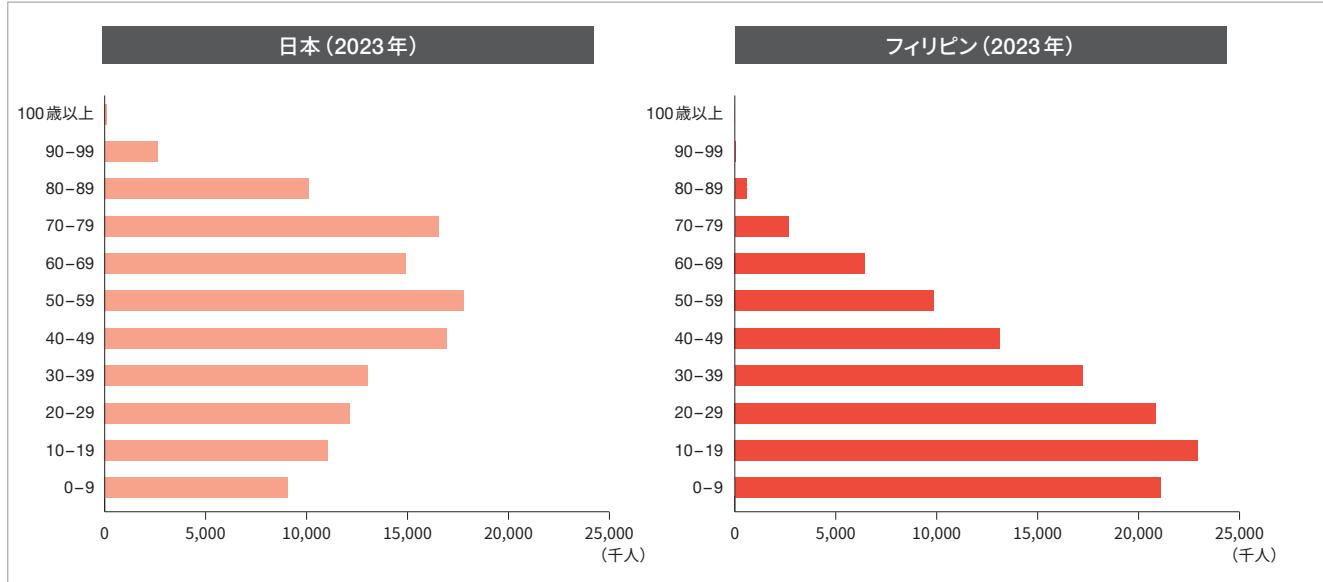
2022年の実質GDP成長率は7.6%と1976年以降で最高の成長率を記録し、2023年も5.6%と高い水準を維持し、今後も6%前後の高い成長が続くことが見込まれています^{*2}。経済を主にけん引するのは個人消費で、フィリピンの場合、OFW (Overseas Filipino Worker) と呼ばれるフィリピン国外在住のフィリピン人労働者からの送金がGDP比で10%近くにも達し、旺盛な国内個人消費を下支えしているのが大きな特徴です。英語が公用語のフィリピン人にとって、フィリピン国外で働くことのハードルは低く、OFWは世界中に広がっています。

また、海外に働きに出るだけでなく、オンラインで国外へサービス提供を行うBPO (Business Process Outsourcing) 産業（コールセンター等）も発展しており、若い英語人材の豊富さとそのコスト競争力から、多国籍企業がフィリピンにシェアードサービスセンターを設置する事例が多くみられます。2016年に就任したドゥテルテ前大統領は、フィリピンの脆弱なインフラの改善を政権の最重要政策に掲げ、「ビルド・ビルド・ビルド (Build Build Build)」と呼ばれる大規模インフラ整備計画を強力に推し進めました。2022年に政権を引き継いだマルコス大統領のもとでもこの政策は継承されており、「ビルド・ベター・モア (Build Better More)」と名

*1 国連「世界人口推計」 <https://population.un.org/wpp/>

*2 フィリピン統計庁 <https://psa.gov.ph/>

図表1：日本とフィリピンの人口ピラミッド



出所：国連「世界人口推計」をもとにPwC作成

称は変更されたものの、フィリピン各地で空港、道路、鉄道等のインフラ整備を精力的に進めており、経済成長のエンジンの1つとなっています。インフラ整備については、日本政府も資金面、技術面でサポートを行っており、フィリピン初となるマニラ首都圏地下鉄の円借款事業をはじめ、さまざまなインフラプロジェクトに多くの日本企業が関わっています。

2 投資先としてのフィリピンと 昨今の税務環境について

前述のとおり、フィリピンは成長が見込まれる魅力的な投資先でありながら、ベトナム等の他の東南アジア諸国に比べて日系企業の進出は相対的に少なく、在マニラのフィリピン日本商工会議所の会員企業数を見ても、2024年10月現在でも700社に満たない状況です。フィリピンは人件費の上昇が他国に比べて比較的緩やかであるため、ワイヤーハーネスなど労働集約型の製造業にとってはコスト競争力があり、実際に多くの日系企業が進出していますが、他の主要な東南アジア諸国と比較するとサプライチェーンが非常に脆弱であるため、産業の集積が進んでいません。

また、前述したOFWはフィリピン経済を下支えしているが、OFWの多さはフィリピン国内の雇用環境が十分でないことの裏返しでもあり、雇用を吸収する産業基盤が国内に十分に存在しないことを物語っています。タイやマレーシア等の東南アジア諸国では、外資を誘致し、工業化を進め、雇用、所得、輸出を拡大させて経済成長してきました。一方で、

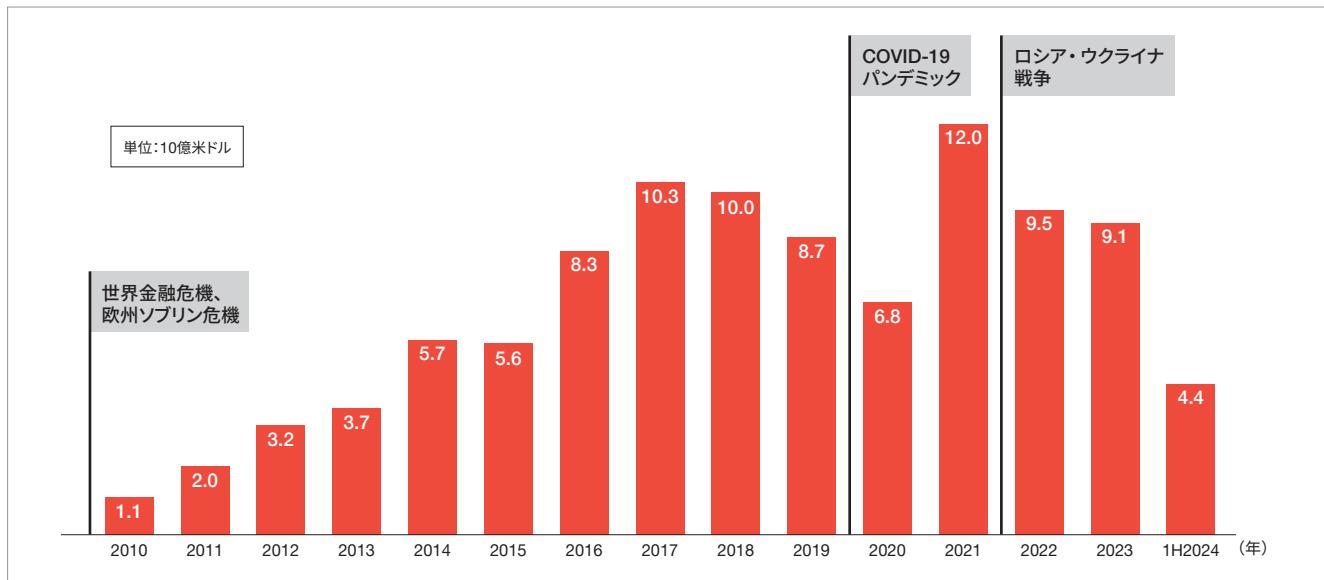
フィリピンは、インフラ整備の遅れ、複雑かつ非効率な行政手続き等を要因として、他の東南アジア諸国に比べて外資企業の進出が伸び悩み、外国直接投資(FDI)の水準もコロナ禍後も大きく伸びているとは言い難い状況です(図表2)。後述するように、フィリピン政府は、今般優遇税制の大幅な改正(CREATE MORE)を行い、外資製造業の積極的な誘致を進めようとしていますが、その中で、税務の問題が現在は大きなネックとなっています。そこで、次にフィリピンの税務問題について概説します。

(1) 頻繁に公表される歳入規則、税務通達

フィリピンの税務で特徴的なのが、頻繁に変更されるルールです。税法の他に税務当局(BIR)から公表される歳入規則や税務通達等を合計すると年間に200ほどの数になります。全ての税務通達が実務に大きな影響を与えるわけではありませんが、中には大きな影響を与える通達もあり、しかも公表から即日適用または15日後から適用など、十分な猶予期間を与えず、すぐに適用開始となります。そのため、納税者が新しい税務ルールをタイムリーに把握していない場合、適切な税務処理を行うことができず、後日税務調査を受けた際にペナルティを受ける可能性があります。

最近では、2024年1月10日にBIRから公表された税務通達(RMC No. 5-2024)が大きな物議を醸しています。RMC No. 5-2024は、国外事業者とのクロスボーダーサービス取引の税務上の取り扱いについてBIRの見解を示したもので、フィリピンの税法上は、フィリピン国外でサービス提供

図表2：フィリピンの外国直接投資（FDI）の推移



出所：フィリピン中央銀行の統計データをもとにPwC作成

が行われたものについてはフィリピン国外源泉となり、基本的にフィリピンで課税されることはないという規定になっています。しかしRMC No. 5-2024では、役務提供地のいかんにかかわらず、コンサルティング、ITサービス、金融などほぼ全てのクロスボーダーサービス取引がフィリピンでの課税対象になると読み取れる内容であるため、税務専門家、経済団体、また納税者から多くの疑問の声があがっています。しかし、BIRは同通達の見解を2024年10月末現在でも維持しており、撤回はされていません。さらに、同通達が公表される以前の過年度の税務調査でも、同通達を根拠に納税者が源泉税漏れの指摘をされるケースが数多く出てきており、改正ルールの遡及適用ともいえる取り扱いが大きな波紋を呼んでいます。

また、経済特区に立地する輸出型製造業の付加価値税（VAT）インセンティブの取り扱いについても、2021年以降混乱が続いてきました。冒頭でも触れましたが、フィリピンでは、2021年4月にCREATEと呼ばれる大幅な優遇税制の改正が行われ、税務インセンティブの適用範囲の見直しが行われました。CREATE施行より前は、輸出型製造業のフィリピン国内仕入についてVATが課税されることは基本的になく、一律VATゼロレートという扱いになっていました。ところがCREATEでは、輸出型企業の国内仕入でVATゼロレートとなるのは、当該輸出型企業の「本業に直接的かつ排他的に使用」される物品・サービスのみで、それ以外の管理目的等の国内購入については「本業に直接的かつ排他的に使用」とみなされず、12%VATの対象になります。一方で、何が

輸出型製造業の「本業に直接的かつ排他的に使用」に該当するかという点について必ずしもルールが明確でなく、BIRの判断により「本業に直接的かつ排他的に使用」と認められなかつた事例が数多く発生していました。進出企業にとって、これは税務コストの上昇にはかならず、このような突然の方針転換は、予見可能性および法的安定性のあるビジネス環境という観点からも問題であり、外資企業のフィリピン政府に対する信頼性の低下につながっていました。

(2) 最近の税務調査の執行状況

コロナ禍以降、フィリピンの税務調査の環境は納税者にとって非常に厳しいものとなっています。政府歳入の大半を税収に頼るフィリピンでは、政府債務の増大がBIRへの強い徴税プレッシャーにつながっている面は否定できず、実際にBIRの2024年度の税収目標は過去最大の3.05兆フィリピンペソ（約8兆円）とされています。これは2023年度の税収実績2.53兆フィリピンペソと比較しても21%増と、極めて高い目標設定となっています。また、税務調査を受ける頻度は企業によってまちまちですが、現在は2期連続、3期連続で税務調査を受ける企業が多数みられ、その中には、複数年度の税務調査が同時並行で進んでいるケースも多く、2024年はその傾向がより顕著になっています。

フィリピンの税務調査では、初期のBIRによる机上調査の段階から、数億フィリピンペソを超える巨額の追徴指摘を受けるケースが往々にしてあります。また、フィリピンの税務調査の特に難しい点として、BIRの指摘内容について納税者

側に立証責任があり、納税者は膨大な根拠証憑やデータ等を準備して反証する必要があるため、これが大きな事務負担となっています。また、税務調査官との交渉は以前にもまして厳しくなっています。例えば、納税者の反論書や説明のために提出したサポート資料が調査官に考慮されることなく、当初NOD（差異の通知）の数億フィリピンペソを超えるような巨額な指摘金額からほぼ減額されることなく、FDDA（最終決定通知）が発行されるような事例も散見されています。こうした場合、納税者は税務裁判所（Court of Tax Appeals：CTA）に提訴するしか選択肢がありませんが、その場合、少なくとも5年を超える裁判期間を覚悟する必要があり、また裁判費用や提訴費用も納税者に重くのしかかります。それでも、税務調査が行政レベルでは解決できず、CTAに提訴する在フィリピン日系企業の事例も、以前に比べると確実に増えている印象を受けます。

フィリピンの税務調査プロセスは、LOA（Letter of Authority：税務調査開始通知）の発行によって税務調査が正式に始まり、その後、NOD（Notice of Discrepancy：差異の通知）、PAN（Preliminary Assessment Notice：予備的評価通知）、FAN（Final Assessment Notice：最終評価通知）、FDDA（Final Decision on Disputed Assessment：最終決定通知）という順序で、BIRから公式な評価通知が発行されるプロセスになっています。それぞれの書面を受領してから納税者が反論できる期限等が税務調査ガイドラインで明確に定められているため、規定された期日内に反論することが最も重要なポイントとなります。また、実際にLOAを受領して税務調査が始まった場合には、迅速な対応が非常に重要です。現行の税務調査ルールでは、NODを受領してから反論書と資料の提出までの期限が30日以内と非常にタイトであるため、対応の遅れは深刻な結果につながりかねません。また、LOAの要求に基づいて提出した資料が、調査官の解釈によって思わぬ多額の指摘につながるケースもあるため、自社で税務調査対応の経験が乏しい場合は、LOA受領の段階から調査対応経験の豊富な税務専門家に相談することをおすすめします。

3 直近の大幅な税制改正(CREATE MORE)と今後の外資進出への期待

前述のとおり、フィリピンにおける税務の実務対応は非常に難しく、このような不確実な税務環境が、外資進出の大きな足かせになっていることは疑いようがありません。一方で、フィリピン政府も、特にCREATE施行後に起こっているさま

ざまな税務問題が外資進出の停滞を招いていると認識しており、ビジネス環境の改善のためにはCREATEの改正が不可欠という流れが生まれました。この流れを受けて、2023年8月からCREATEの改正案の審議が国会で始まり、2024年11月11日にマルコス大統領が署名し、CREATEの改正法であるCREATE MORE（共和国法第12066号）が成立しました。CREATE MOREは、CREATEによる不明確なルールが投資家心理を悪化させたとの認識から、透明性と予見可能性をより高めるという目的で優遇税制の規定が再び改正されたもので、2024年11月28日に発効しました。

(1) 輸出型企業のVATインセンティブの取り扱いの明確化

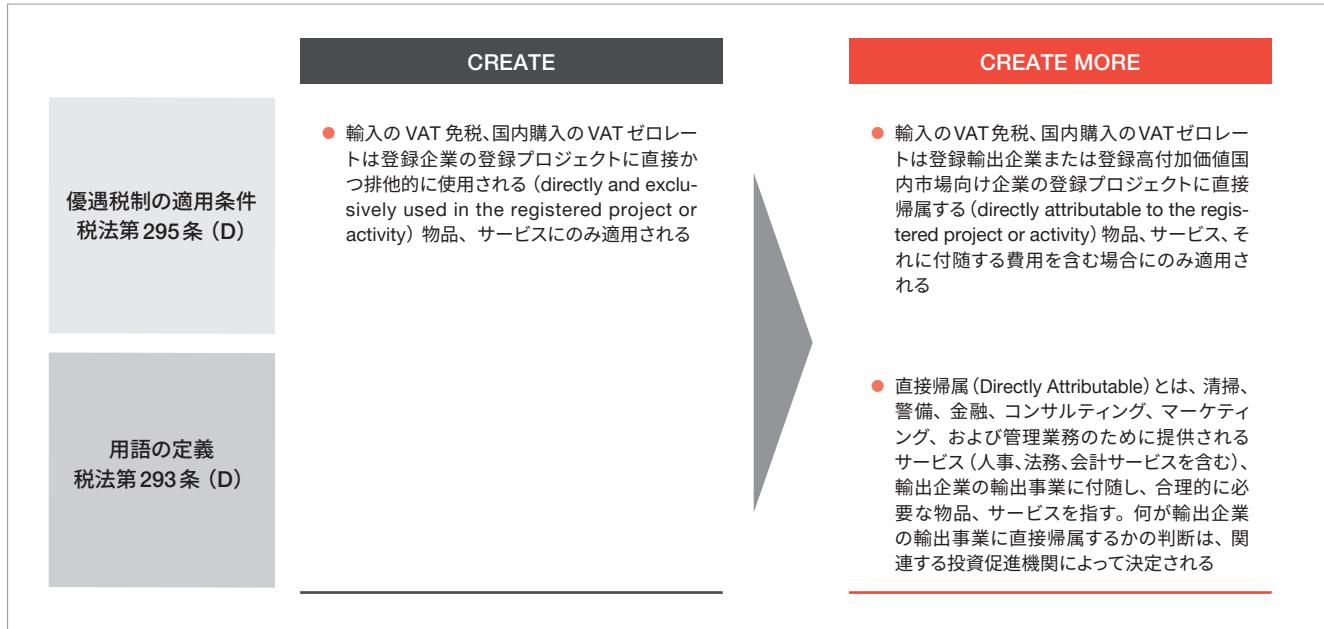
CREATE下での最大の懸案事項であった輸出型企業のVATインセンティブの取り扱いは、CREATE MOREの下で図表3のように改正されました。

CREATEでは、VATゼロレートの対象となる「本業に直接的かつ排他的に使用」の範囲を巡って、不明確な状況が続いていましたが、CREATE MOREの下では、「本業に直接帰属(Directly Attributable)する」ものがVATゼロレートの対象とされ、より広範囲な取引についてVATゼロレートの対象になることが明確化されました。従来は、BIR通達の中で、清掃、警備、金融、コンサルティング、マーケティング、その他管理業務のために提供されるサービスはVATゼロレートの対象にならないと規定されていましたが、CREATE MOREでは、これらの管理に関連するサービスも含めてVATゼロレートの対象になると定められており、これは輸出型企業にとって非常にポジティブに捉えられる変更です。また、物品およびサービスの購入が本業に直接帰属するかどうかの最終判断を、BIRではなく、企業の登録する投資促進機関(Investment Promotion Agencies: IPA)が行うと定められたことも極めて重要な変更点です。従来のCREATEでは、「本業に直接的かつ排他的に使用」の判断をBIRが行っていたことにより、さまざまな問題が発生していたため、今後BIRによる解釈が介入しないことは、輸出型企業にとって安心材料といえます。

(2) 国内市場向け企業のインセンティブ期間の延長

CREATE MOREでは、フィリピンの国内市場を対象にしたビジネスについて、従来より長い期間の優遇税制を与えることも規定されています。従来のCREATEの下では、国内市場向け企業に対する優遇税制は立地・産業によって法人所得税免税(ITH)が4~7年、その後5年間にわたり追加控除というインセンティブルールが適用されていました。一方で、

図表3：輸出型企業のVATインセンティブの取り扱い



出所：PwC作成

図表4：国内市場向け企業の優遇税制

| 地域 | ティア 1 | ティア 2 | ティア 3 |
|--------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| NCR（マニラ首都圏） | 4ITH + 10EDR または 14EDR | 5ITH + 10EDR または 15EDR | 6ITH + 10EDR または 16EDR |
| メトロポリタンエリア、NCR近郊の州 | 5ITH + 10EDR または 15EDR | 6ITH + 10EDR または 16EDR | 7ITH + 10EDR または 17EDR |
| その他地域 | 6ITH + 10EDR または 16EDR | 7ITH + 10EDR または 17EDR | 7ITH + 10EDR または 17EDR |

(注) ITH : 法人所得税免税、EDR : 追加控除

(注) 産業によってティアが定められている

EDR (追加控除) - 法人所得税率20%

- 1) 登録事業の生産およびサービスのために取得した資産の減価償却費控除額 (建物の10%、機械・設備の20%)
- 2) 直接労働コストの50%追加控除
- 3) 課税年度に発生した登録プロジェクトに関するR&D費用の100%追加控除
- 4) 登録プロジェクトに直接関わるフィリピン人従業員のトレーニング費用の100%追加控除
- 5) 課税年度に発生した登録プロジェクトに関わる国内投入費用 (Domestic Input Expense) について50%の追加控除
- 6) 課税年度に発生した登録プロジェクトに関わる電気代の100%の追加控除
- 7) 製造業、観光業に再投資された剩余金の額の50%に相当する額の控除。控除は、再投資の時点から5年間可能 (2034年12月31日まで)
- 8) 展示会、見本市に関連する費用の50%の追加控除
- 9) 商業生産開始後3年以内に発生した欠損金は、ITH最終年の翌事業年度以降5年間の繰り越しが可能

出所：PwC作成

CREATE MOREでは、ITHの期間に変更はありませんが、追加控除インセンティブの期間が10年間に変更されており、控除できる項目もCREATEに比べて増えています。また、ITHの適用の代わりに、プロジェクト開始時から追加控除インセンティブを選択することも可能になり（合計14～17年）、事業者の選択肢の幅が広がっています。また、投資額が150億フィリピンペソを超える等、一定の要件を満たす国内市場向け企業については、最長で27年間の法人税インセンティブを受けられることも新たに規定されています。CREATE MOREでは、輸出型企業向けの優遇措置だけでなく、拡大

するフィリピン消費市場を狙う国内市場向け企業に対しても優遇範囲および優遇期間が拡充された点は注目すべきポイントです（図表4）。

4 おわりに

CREATE MOREの施行により、これまでの税務問題が全て解決するわけではなく、また現下の厳しい税務調査環境がすぐに変わるとは思えません。とはいえ、フィリピン政府が

ビジネス環境を改善して外資を積極的に呼び込むという姿勢を見せており、実際に法改正が行われたことは非常にポジティブな動きと捉えられます。冒頭で触れたとおり、フィリピンには若い人口が多く、今後も高い経済成長が続くことが見込まれています。これまでも、高いポテンシャルを持つと言われながらそのポテンシャルが発揮されていないのが現状

ですが、CREATE MOREはビジネス環境改善に向けての大きな一歩であり、フィリピンへの投資が増えることで、より一段高い成長の実現に近づくと考えられます。その過程で、日本企業にとってのビジネスチャンスも多くあるはずで、今後日本企業のフィリピン進出がさらに増えることを期待してやみません。

東城 健太郎 (とうじょう けんたろう)

PwC フィリピン 日系企業部プリンシパル

2011年11月、PwC フィリピン事務所に入所。在フィリピン日系企業が抱えるさまざまな税務上・規制上の問題に対して実務的な観点からアドバイスを行っている。フィリピンで包括的税制改革 (CREATE、TRAIN) が行われた際には、フィリピン日本商工会議所と連携し、在フィリピン日系企業の観点からの必要な提言を数多く行う。税務デューディリジェンス、組織再編プロジェクトに関する税務アドバイス経験も豊富。また、主要都市であるマニラおよびセブでの定期的な税務・会計セミナーの開催を通じて、日系企業へ常に最新の情報を発信することに努めている。フィリピン日本商工会議所・税制委員会メンバー、セブ日本商工会議所・税制委員会メンバー。

2009年公認会計登録

メールアドレス : kentaro.tojo@pwc.com

林田 俊哉 (はやしだ としや)

PwC フィリピン 日系企業部ディレクター

2017年5月、PwC フィリピン事務所に入所。それまでの日本、米国、フィリピンでの金融、農業、コンサルティング業界での勤務経験を活かしたグローバルな視点でのコンサルティングには定評がある。入所後は、税務をはじめとして在フィリピン日系企業の抱える複雑なビジネス上の課題に対して、豊富な実務経験に基づく的確なアドバイスを行っている。最近の寄稿「フィリピン (東南アジア・オセアニア地域 定点観測 主要7ヶ国における最近の税制改正と執行状況〈上〉2024年度版)」(月刊「国際税務」2024年9月号)

メールアドレス : toshiya.hayashida@pwc.com

インダストリーインサイト（15）

2024年のマネー・ローンダリング／テロ資金供与対策等の振り返り

—日本のFATF第4次相互審査完了と第5次相互審査へ向けての対応開始



PwC Japan 有限責任監査法人
ガバナンス・リスク・コンプライアンス・アドバイザリー部
チーフ・コンプライアンス・アナリスト 井口 弘一

はじめに

2021年8月にFATF（Financial Action Task Force：各国のマネー・ローンダリング／テロ資金供与対策 [AML/CFT] 等の審査機関）から公表された日本に対する第4次相互審査結果は、要監視の最悪の水準とはなりませんでしたが、合格水準である通常フォローアップ国の中には至らず、重点フォローアップ国となりました。この結果、日本は結果公表後の5年間のうちに3回の改善状況のフォローアップ報告を実施することが求められました。今般、2024年10月に3回目のフォローアップ報告結果が公表され、日本のFATF第4次相互審査対応は完了し、すでに開始されていた第5次相互審査の対応が本格化することになります。

本稿では、日本の改善対応状況と第3回フォローアップ報告結果を概観し、2024年の内外のAML/CFTに関する国内外の当局動向も振り返りつつ、今後、金融機関に求められる対応を確認します。

なお、文中の意見は筆者の私見であり、PwC Japan 有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではないことをお断りします。

1 日本のFATFへの第3回フォローアップ報告結果

FATF第4次相互審査において、各國は法令等整備状況とその運用状況（有効性評価）の2軸で評価されますが、日本はいずれも未達成項目数を合格基準まで抑えられませんでした。日本は過去2回のフォローアップ報告で法令等整備状況の改善を進め、第1回フォローアップ報告の結果が2022年9月、第2回フォローアップ報告の結果が2023年10月にそれぞれ公表されました。

第1回フォローアップ報告では、日本における「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（2022年5月）の策定等が評価され、法令等整備（テクニカルコンプライアンス）における「勧告2（R2）国内関係当局間の協力」が「概ね適合」（LC）に改善しました。また、第2回フォローアップ報告では、FATF勧告対応法や継続的顧客管理の制度化、関係省庁の監督対応などが一定の評価を受けて、法令等整備状況の改善は相応に進み、「勧告24（R24）法人の実質的支配者」など法令等整備に関する4項目が「概ね適合」（LC）に改善しました。

第3回フォローアップ報告では、法令等整備の「勧告7（R7）大量破壊兵器の拡散防止」「勧告8（R8）非営利法人」「勧告12（R12）PEPs（重要な公的地位を有するもの）」「勧告25（R25）信託等の実質的支配者」「勧告22、23（R22、23）DNFBPs（特定非金融業者等）の顧客管理・疑わしい取引届出」の計6項目が合格水準未達の「一部適合」（PC）から合格水準「概ね適合」（LC）に改善しました（図表1）。各項目で課題は残るもの、法令等整備40項目については全て合格水準を達成しました。なお、FATF加盟の38の国・地域のなかで法令等整備40項目全てが合格水準をクリアした国・地域はなく、法令等整備は概ね完了したといえます。

なお、FATFも2024年10月の全体会合において、審査対象国への第4次相互審査の一巡と今後の第5次相互審査へ

図表1：日本のFATF第4次相互審査結果（第3回フォローアップ報告後）

法令等整備／主要項目・不備項目等

| | 審査結果 | 第1回FUR | 第2回FUR | 第3回FUR |
|----------------------|------|--------|--------|--------|
| R2. 国内関係当局間の協力 | PC | LC | LC | LC |
| R5. テロ資金供与の犯罪化 | PC | PC | LC | LC |
| R6. テロリストの資産凍結 | PC | PC | LC | LC |
| R7. 大量破壊兵器の拡散防止 | PC | PC | PC | LC |
| R8. 非営利団体の悪用禁止 | NC | NC | PC | LC |
| R10. 顧客管理 | LC | LC | LC | LC |
| R12. PEPs | PC | PC | PC | LC |
| R22. DNFBPsの顧客管理 | PC | PC | PC | LC |
| R23. DNFBPsの疑わしい取引届出 | PC | PC | PC | LC |
| R24. 法人の実質的所有者 | PC | PC | LC | LC |
| R25. 法的取極の実質的所有者 | PC | PC | PC | LC |
| R28. DNFBPsに対する監督義務 | PC | PC | LC | LC |

※FUR／フォローアップ報告 緑掛けはFATF基準未達項目

有効性評価

| | 審査結果 |
|------------------------|------|
| IO1. ML/TFリスクの認識協調 | SE |
| IO2. 國際協力 | SE |
| IO3. 金融機関・DNFBPsの監督 | ME |
| IO4. 金融機関・DNFBPsの予防措置 | ME |
| IO5. 法人の悪用防止 | ME |
| IO6. 特定金融情報の活用 | SE |
| IO7. 資金洗浄／捜査・訴追・制裁 | ME |
| IO8. 犯罪収益の没収 | ME |
| IO9. テロ資金の検査・訴追・制裁 | ME |
| IO10. テロ資金の凍結・NPO | ME |
| IO11. 大量破壊兵器に関与する者への制裁 | ME |

※緑掛けはFATF基準未達項目

注1 評価体系

【法令等整備状況（40項目）】

①Compliant（適合：「C」）、②Largely Compliant（概ね適合：「LC」）、③Partially Compliant（一部適合：「PC」）、④Non-Compliant（非適合：「NC」）（合格水準は①、②、それ以下は未達成）

【有効性評価（運用面の審査：11項目）】

①High Level（高い：「HE」）、②Substantial Level（十分：「SE」）、③Moderate Level（中程度：「ME」）、④Low Level（低い：「LE」）（合格水準は①、②、それ以下は未達成）

出所：FATF資料をもとにPwC作成

の注力を公表しています。

2 求められるAML/CFTの実効性向上

日本の第4次相互審査のフォローアップ報告は完了し、次回は2028年8月に予定されている第5次相互審査となります。第5次相互審査に向けては、AML/CFTの態勢整備後の2024年4月以降進められている実効性向上策の加速が必要となります。

第5次相互審査では、有効性評価項目（Immediate Outcome：IO）を中心検証することがFATFから公表されています。すでに、主戦場は変わっており、法令等整備項目はあまり意識されていないともいえます。第3回フォローアップ報告の結果によって、日本の金融機関等に対する5次審査に向けた要請が削減されたり、水準を下げられたりすることは全くないといえます。

また、日本は有効性評価について他国に比べて劣後しています。有効性評価項目11項目のうち未達項目数は8項目と主要国の中では目立っており、総合的にみれば合格水準に

至らず、監視対象国となる一歩手前です（図表2）。また、国として第5次審査で合格水準となるには、未達項目を5項目以下とし、さらにLEという最低評価を1項目も取らないようにする必要があります。金融機関等は、すでに進められている実効性向上を図るための対策を、FATFから法令と同等の強制力を持つと評価された金融庁の「マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）等に沿って進める必要があります※1。

3 新行動計画の概要

日本としては、今後、第5次相互審査に向けて「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」（以下、新行動計画）への対応が官民ともに最も重要なとなります。新行動計画は、これまでの計画が2024年3月

※1 FATF第4次対日相互審査報告書では「金融監督当局は、2018年及び2019年に、金融機関に対して強制力のあるガイドラインを採択し、これは、金融機関によるマネロン・テロ資金供与リスクを低減する措置の実施を向上させるために重要なステップとなった」と評価された。

図表2：FATF／第4次相互審査結果（主要国・地域の比較、2024年10月末）

| | | 法令等遵守（全40項目）の不備項目数 | | |
|----------------------------|-------|--|---------------------|---------|
| | | 4項目以下 | 5～7項目 | 8～14項目 |
| 有効性評価 (全11項目) の不備項目数 | 9項目以上 | アイスランド UAE トルコ | 南アフリカ | ブラジル |
| | 8項目 | 日本 デンマーク | バーレーン | 中国 |
| | 7項目 | ドイツ シンガポール オーストリア フィンランド デンマーク サウジアラビア マレーシア ベルギー カタール | メキシコ インドネシア | |
| | 6項目 | ルクセンブルグ ギリシャ ノルウェー スウェーデン | アイルランド カナダ 韓国 | オーストラリア |
| | 5項目以下 | 英国 香港 インド オランダ スイス ロシア イタリア スペイン フランス イスラエル | ポルトガル ニュージーランド | 米国 |
| | | | | |

■ 要監視国相当
■ 重点フォローアップ（合格水準未達）相当
□ 通常フォローアップ（合格水準）相当
■ 通常フォローアップ（合格水準）相当
/ 5次審査でも合格水準相当

出所：PwC「第27回CEO意識調査（日本分析版）」をもとに作成

末を期限とした計画であったことから、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議（FATF対応のための省庁横断組織）が新たに策定した計画です（図表3）。従来の計画と比べて、以下の特徴があります。

- ① FATF相互審査基準の有効性評価項目（第5次審査の審査項目「IO」11項目）ごとに課題・行動内容・担当省庁等を整理
- ② 基本的に前行動計画（2021年8月公表）の課題を踏襲
- ③ 各項目の行動内容は実効性向上に重点
 - ▶ 金融機関等の特定事業者に対しては態勢整備から運用強化を強調
 - ▶ 刑事司法（捜査、凍結等）はFATF指摘の法令整備対応から執行強化に重点
- ④ 国際連携を随所で強調（詐欺の国際化、被害者救済／アセットリカバリー等の潮流を反映）

また、FATFは、第5次相互審査から金融機関とDNFBPs（特定非金融業者および職業専門家）を別々に評価するようになり、有効性評価項目のIO3とIO4を「金融機関・DNFBPsの監督」と「金融機関・DNFBPsの予防措置」から「金融機関等の監督・予防措置」と「DNFBPsの監督・予防措置」の業態別に組み替えました。新行動計画も、これに合わせて策定されており、不動産業者や土業に対する監督官庁の指導が強化していくと想定されます。

4 新行動計画の項目別の重点課題

以下では金融機関等に深く関係する項目において留意すべき課題について、2024年の主要施策や当局要請等も振り返りつつ、確認します。

図表3：新行動計画の行動内容要点・留意点

| 項目 | 評価 | 行動内容（要点） | 省庁 | 留意点 |
|--|---------|---|------------------|----------------------------------|
| IO1 リスクの認識・協調 | ○ SE | ● 政策会議の体制強化 ● 統計データの活用（進捗把握） ● 次期基本方針の策定 ● 犯罪収益移転危険度調査書、拡散金融リスク評価書 | 警察、財務、金融ほか全関係省庁 | ● 統計データ活用、 ● 拡散金融リスク評価書 |
| IO2 国際協力 | ○ SE | ● 國際機関等との連携強化 ● 効果的かつ時機を得た捜査共助・逃亡犯人引渡しの実施 ● 外国のカウンターパートとの情報交換の促進（FIU間、監督当局間） | 警察、財務、法務、外務等 | ● 國際的な捜査協力（詐欺の国際化への対応等） |
| IO3 金融機関・暗号資産交換業の監督・予防措置 | ✗ ME | ● リスク評価に基づくリスクベースの実効性ある取り組み ● 継続的な顧客管理に基づく顧客のリスク評価の取り組みを推進 ● メリハリのある検査監督、効果的かつ抑止力のある措置 ● 為替取引分析業者の検査監督、金融機関の取引モニタリング強化 | 金融庁、その他金融機関の監督省庁 | ● 実効性強化 ● 行政処分 ● 暗号資産の監督強化 |
| IO4 特定非金融業者および職業専門家（DNFBPs）の監督・予防措置 | ✗ ME | ● ガイドラインの更新、FAQ策定、ガイドライン実施期限の明確化 ● 継続的顧客管理の実効性確保 ● リスクベースの検査監督（他省庁の手法の共有、当局担当者の能力向上、モニタリング方針策定） ● 疑わしい取引の届出の質の向上、届出件数アップ | 各監督省庁 | ● ガイドライン態勢整備期限の明確化（拡散金融対象外） |
| IO5 法人の悪用防止 | ✗ ME | ● 株式会社による実質的支配者の把握 ● 金融機関等による実質的支配者リスト活用、登記制度との連携検討 ● 捜査当局の金融機関等の実質的支配者情報等の活用（代替手段） | 法務、財務、警察、金融ほか | ● 金融機関情報活用、信託等確認 |
| IO6 特定金融情報の活用 | ○ SE | ● 疑わしい取引の届出の分析の高度化 ● 関係機関の連携強化 | 警察、監督官庁 | ● 届出指導・情報還元、AI活用等 |
| IO7 マネロンの検査・訴追・制裁 | ✗ ME | ● マネロン罪の適用（国際犯罪含む）、電子化、適切な量刑 | 法務、警察 | ● 国際犯罪への対応 |
| IO8 犯罪収益の没収 | ✗ ME | ● 口座凍結、国境の取締り強化 ● 財産回復（FATF勧告改正への対応含む） | 法務、警察、財務、金融 | ● 口座凍結、財産回復の実績 |
| IO9 テロ資金与の検査・訴追・制裁 | ✗ ME | ● テロ資金等供与罪の検査・訴追に関する電子化、執行強化、関係省庁の連携 | 法務、警察 | ● 国際犯罪 |
| IO10 テロ資金の凍結・NPOの悪用防止 | ✗ ME | ● 迅速な制裁対象者の通知、経済制裁の迂回・潜脱等の検知、リスクベースの検査監督 ● NPO（FATF勧告改正対応） | 外務、財務、経産、警察ほか | ● 態勢整備、リスク評価開始 |
| IO11 大量破壊兵器の拡散金融対策 | ✗ ME | ● 迅速な制裁対象者の通知 ● 拡散金融の迂回・潜脱等の検知、リスクベースの検査監督 | 同上 | ● 態勢整備、リスク評価開始 |

※ 緑掛けは、特に金融機関に関係する分野

出所：「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」をもとにPwC作成

（1）IO3／金融機関・暗号資産交換業の監督・予防措置

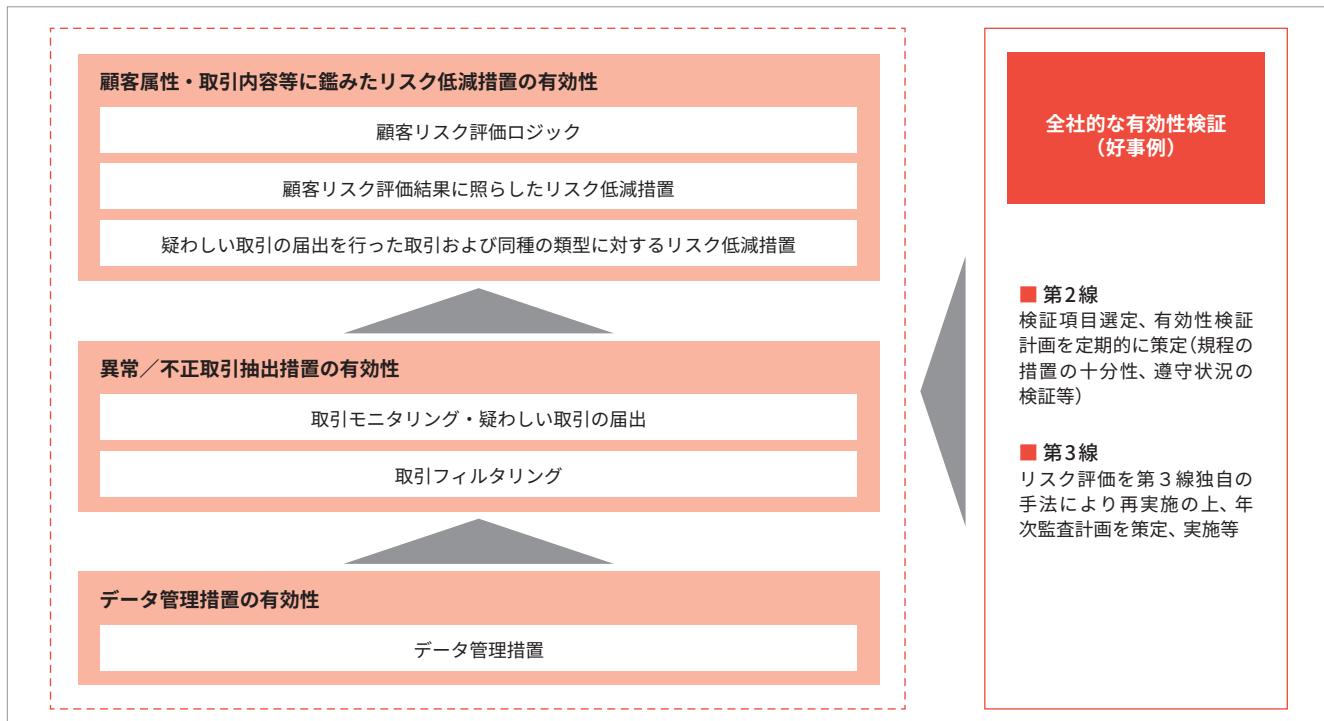
本項目は金融機関の運営実態を確認するもので、金融機関が最も注意すべき項目です。予防措置に関して最も重要なのは、リスクの特定評価・低減措置の実効性が上がっているかを検証する「有効性検証」です。

金融機関は、整備した態勢をもとに実効的なAML/CFT対策が実施されているかを検証するにあたり、全社的なPDCA管理態勢を確立し、組織を整備したうえで、リスク特定・評価、顧客管理、モニタリング、疑わしい取引届出等の実務について、それぞれの有機的な繋がりを保ちながら円滑に実施することが求められます。そして営業部門、管理部門、監査部門の3線管理態勢をてこにAML/CFTプログラムを機能させることができます。また、個別のオペレーションが有効に

機能しているかを個々に検証する必要があります。例えば、取引モニタリングシステムの場合、システムから抽出されるアラートの検出条件を調整し、アラートの発生を抑制しつつ、過去に届出した疑わしい取引パターンを最大限取り込んでいるかといった確認を、定期的に試行錯誤を繰り返しつつ実施しなくてはなりません。

有効性検証に関しては、ガイドラインの有効性検証に関する項目の文意をしっかりと理解して対応することが必要です。2024年6月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題」には好事例が列挙されています。また、データ整備をベースとした取引モニタリング・フィルタリング態勢の整備により、リスク評価・低減措置の高度化を図れているか、こうしたサイクルが全社的に機能しているかを検証することを求めています（図表4）。

図表4：マネロン等リスク管理態勢の有効性検証



出所：金融庁「マネー・ローンダーリング等対策の取組と課題」(2024年6月) をもとにPwC作成

さらに、有効性検証と同様に重要なのは、急増する金融犯罪への対策です。SNS型投資詐欺などの金融犯罪が沈静化せずに高水準で推移すれば、金融機関等の予防措置の実効性が上がっていないとされ、FATFのIO3の評価に悪影響を及ぼすとみられています。なお、金融犯罪への対応の主要業務である口座凍結や財産回復（補償・分配等）は、IO8の主要課題であり、対応結果がIO8の評価にも影響を及ぼすことに留意が必要です。

このほか、PEPsに関しては、国内PEPs・国際機関PEPs（以下、国内PEPs等）をガイドライン・FAQでリスク評価の対象であると明示した結果、FATFからは、第3次フォローアップ報告結果で、「国内PEPs等は『特定の顧客カテゴリー』として認識している」と評価され、法令等整備（勧告12）は「概ね適合」（LC）となりました。金融機関としては、国内PEPs等について、リスク評価において特別な顧客として相応に調整し、リスクに応じた低減措置を実施することが最低限求められます。

(2) IO5／法人等の悪用防止

実質的支配者の確認態勢の構築を求める項目であり、第5次相互審査に向けて、内閣府・規制改革推進会議は、関係省庁に対して実質的支配者の登記制度の整備等を提言（2023

年7月）しました。その後、第2回フォローアップ報告（2023年10月）では、FATFから「法令と同等の強制力のあるガイドラインにて実質的支配者の確認を含む継続的顧客管理が規定されていることが登記制度を補完・代替する手段として機能している」と評価され、法令等整備項目の「勧告24（R24）法人の実質的支配者」は「概ね適合」（LC）とされるなど、法令等整備は一定の評価を得ることになりました。これを受けて、2024年5月に規制改革推進会議意見の検討結果として「特定事業者への情報照会システムを利用して、特定事業者が取引時確認等で得た実質的支配者情報やその他の顧客情報についても、当局が把握するために必要なシステムを整備する」（警察庁・金融庁担当）との方針が打ち出され、新行動計画でも「金融機関等の実質的支配者情報等の活用」（登記の代替手段）が採用されました。

日本の実質的支配者の登記制度（実質的支配者リスト制度）を利用した登記は任意であり、網羅的な確認のため、民間の継続的顧客管理による確認等の代替手段も活用していくことになります。本項目の実効性を上げるために、金融機関等はガイドラインに則り継続的顧客管理を通じた実質的支配者の確認を精度高く実施していくことが求められます。

図表5：2024年のマネロン・金融犯罪等に係る主要対策

| 時期 | 公表資料等 | 省庁 | 関係するFATF有効性評価項目 |
|---------|--|------------------------|-----------------|
| 2024年4月 | マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度） | マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議 | 全項目 |
| 2024年6月 | マネー・ローンダーリング等対策の取組と課題 国民を詐欺から守るために総合対策 | 金融庁 犯罪対策閣僚会議 | IO3 IO3、IO8 |
| 2024年8月 | 法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について | 警察庁・金融庁 | IO3 |
| 2024年5月 | 「規制改革推進に関する答申～利用者起点の社会変革～」マネロン対策のための法人の実質的支配者情報の把握 | 規制改革推進会議 | IO5 |
| 2024年3月 | 拡散金融リスク評価書（2024年12月に一部内容更新） | マネロン・テロ資金供与・対策政策会議 | IO1、IO10、IO11 |
| 2024年4月 | 改正外為法施行（外国為替取引等取扱業者適合基準に従って資産凍結措置を適切に実施する態勢整備義務） | 財務省 | IO1、IO10、IO11 |

出所：PwC作成

(3) IO10／テロ資金の凍結・NPOの悪用防止と IO11／大量破壊兵器の拡散金融対策

テロ資金供与・拡散金融対策に関して、第三者を介した制裁対象者等への資金供与など、いわゆる「制裁逃れ」への実効的な対策が金融機関に求められています。

日本では、外為法が改正され、2023年6月に制裁対象者の第三者を介した取引の禁止を明確化したほか、2024年4月には外国為替取引等取扱業者に対して制裁対象者対応・拡散金融対策に関する態勢整備、リスクの特定・評価、低減措置の実施を規定しました。財務省は施行に当たって2023年11月に新たな外国為替検査ガイドライン（外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン）を制定しています。また、2024年3月にはマネロン・テロ資金供与・対策政策会議が「拡散金融リスク評価書」を公表、同年12月には一部内容を更新して再公表しています。

金融機関等には、法令に則り、対策の実効性を上げるため、法人の役員や株主、商流全体の適時・適切なフィルタリングと取引回避・凍結、リスク評価書への拡散金融リスクの反映、3線管理による防止態勢の適切な運用など、高度な対応が求められます。

最後に図表5はFATF第5次相互審査の対策に直接・間接に係る、2024年の日本における主要対策の一覧です。

5 おわりに

FATF第4次相互審査はグローバルベースでほぼ終了し、日本は法令等整備に関しては合格水準となったとみられます。ただ、日本の次回の評価は2028年8月の第5次相互審

査となります。金融機関は2024年3月期限で整備された態勢の運用面が厳しくみられることに変わりはなく、実効性向上のためのさまざまな対策が引き続き求められます。日本は本格的なAML/CFT対応のスタートラインに立った段階であり、主要国の中では劣後していることを認識する必要があります。

すでに第5次相互審査の第一陣に対する準備は開始されており、2025年2月にはベルギー、マレーシアの第5次相互審査（オンライン）が実施されます。さらに、日本の第5次相互審査もすでに始まっているといえます。書類審査はFATF審査の1年前（2027年）に実施されるとみられますが、その際、民間の対応状況の資料（書類審査前の数年分）が確認されるためです。実質的な国際公約であった態勢整備期限を過ぎたことや第4次相互審査が完了したことに安心できる状況ではなく、引き続き緊張感を持った対応が官民ともに求められています。

井口 弘一（いぐち こういち）

PwC Japan有限責任監査法人

ガバナンス・リスク・コンプライアンス・アドバイザリー部
チーフ・コンプライアンス・アナリスト

1989年4月に大手銀行入行、調査・企画室を専門に、調査部、営業審査部、企画部、コンプライアンス統括部（マネー・ローンダーリング防止対策室、金融犯罪対策室等）、監査部にて勤務。2017年8月より海外大手銀行（日本法人）の法務・コンプライアンス統括責任者。2021年4月より現職。

メールアドレス：koichi.iguchi@pwc.com

税効果会計の実務ガイドブック <改訂版>—基本・応用・IFRS対応

本書は、税効果会計の基本的な事項から組織再編やグループ通算制度における税効果会計まで網羅的に解説しています。また、IFRS会計基準上の取扱いやIFRS会計基準への移行時の検討ポイントについても説明しています。解説にあたっては、具体的な設例や図表となるべく多く取り入れ、基準設定の経緯など有益と思われる内容をコラムとして記載することで、理解が容易になるように心がけました。

改訂版では、改正法人税等会計基準、グローバル・ミニマム課税の取扱い、中間会計基準などを反映しています。

本書が、税効果会計の実務に携わっている方々や、これから税効果会計について学ぼうとされる方々の一助となれば幸いです。

PwC Japan有限責任監査法人[編]



税効果会計の実務ガイドブック

基本・応用・IFRS対応 改訂版

制度趣旨から組織再編や
GM課税制度の取扱い等まで
網羅的に解説した決定版！

改正法人税等会計基準、中間会計基準等もフォロー！

中央経済社

PwC Japan有限責任監査法人 編

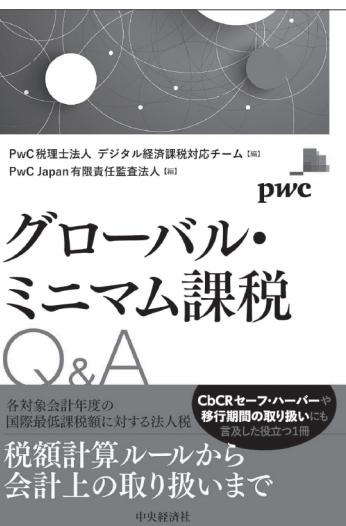
A5判 416ページ

4,730円（税込）

2024年10月発行

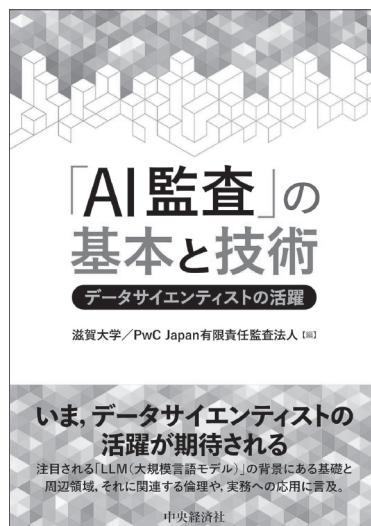
中央経済社

グローバル・ミニマム課税 Q&A



PwC税理士法人 デジタル経済課税対応チーム・
PwC Japan有限責任監査法人 編
A5判 380ページ
4,730円（税込）
2024年7月発行
中央経済社

「AI監査」の基本と技術 データサイエンティストの活躍



滋賀大学・PwC Japan有限責任監査法人 編
A5判 200ページ
2,860円（税込）
2024年1月発行
中央経済社

Viewpoint

会計・監査に関するPwCの総合情報サイト



Viewpointとは、これまでのInformに置き換わる、会計・監査に関する情報を提供するPwCのグローバルのデジタル・プラットフォームです。Viewpointは、IFRS関連情報が中心ですが、US GAAP（米国会計基準）、日本基準についても取り上げています。Viewpointには、日本サイト（日本語）だけでなく、GlobalサイトやUSサイトもあります。

Viewpointの特徴(今後の新機能)のご紹介

● リアルタイムなアップデートとパーソナライズ

ユーザーが登録した好みを中心にコンテンツが整理されますが、Viewpointを使えば使うほど、ユーザーに最適な情報をタイムリーに提供します。

● 直感的な検索機能（予測変換）

よく検索される用語に基づいて、おすすめの用語やガイドが表示され、必要な情報にすばやくアクセスできます。

▼直感的な検索機能（予測変換）

● PwCの専門家によって編集されたコンテンツページ

コンテンツページを閲覧しているときに、サイドパネル上で関連リンクを見ることができます。また、ユーザーが最初にアクセスするページにホットトピックを集め、関連するニュースや解説資料をワンストップで探すことができます。

▼PwCの専門家によって編集されたコンテンツページ

● メニューナビゲーション

クリック数を最低限に抑えて、人気コンテンツにアクセスできます。

いつでも、どこでも、Viewpointはあなたに最適な情報を届けします。

外出先で

Viewpointは、モバイルやタブレット、PCで検索履歴などを共有し、シームレスに連携します。また、タイムリーに更新された情報に容易にアクセスできます。

オフィスや自宅で

直感的なインターフェースとナビゲーションにより、必要な情報を容易に見つけることができます。検索に役立つ予測検索機能は、必要なときに必要なものを見つけるのに役立ちます。

チーム内で

SNSなどでのコンテンツ共有機能を使って、チームのメンバー同士で瞬時にPwCのインサイトを共有し、スピード感をもって、重要なトピックを把握することができます。

Viewpointのコンテンツ

Viewpointには、次の3つのコンテンツがあります。

無料コンテンツ

IFRSの速報や速報解説など、どなたでもご覧いただけるコンテンツです。

無料登録会員コンテンツ

(Viewpointサイト上で登録可能)

IFRSおよび日本基準の比較、IFRSに基づく連結財務諸表のひな型など、PwCのナレッジを集約したコンテンツです。

有料会員コンテンツ

IFRS基準書やPwC IFRSマニュアル、詳細解説などIFRSに関する詳細なガイドです。

Viewpointの特徴のひとつであるパーソナライズを有効に使うため、まずは無料登録会員の登録からはじめましょう。

<https://viewpoint.pwc.com/jp/ja.html>

●ニュースレターご登録

Viewpoint日本サイトでは、更新情報や便利な機能のご紹介など、E-Mailで無料にてお届けするニュースレターを月1回無料で配信しています。是非ご登録ください。

ニュースレター 新規登録

<https://forms.jp.pwc.com/public/application/add/329>

【コンタクト】 PwC Japan有限責任監査法人 Viewpoint事務局

E-mail: jp_aarata_viewpoint-mbx@pwc.com

海外PwC日本語対応コンタクト一覧

PwCは、全世界149カ国、37万人以上のスタッフによるグローバルネットワークを生かし、クライアントの皆さまを支援しています。ここでは各エリアの代表者をご紹介いたします。

| | 担当国・地域 | 写真 | 担当者名 | 電話番号 | メールアドレス |
|---------|-------------------------|----|------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|
| アジア太平洋 | 中国統括 | | 高橋 忠利 Tadatoshi Takahashi | +86-139-0198-9251 | toshi.t.takahashi@cn.pwc.com |
| | 中国(金融) | | 柴 良充 Yoshimitsu Shiba | +852-9045-8388 | yoshimitsu.shiba@hk.pwc.com |
| | 中国(華南・香港特別行政区・マカオ特別行政区) | | 吉田 将文 Masafumi Yoshida | +86-150-0027-0756 +852-9537-9560 | masafumi.g.yoshida@hk.pwc.com |
| | 中国(華中) | | 吉川 正大 Masahiro Yoshikawa | +86-150-2686-7130 | masahiro.m.yoshikawa@cn.pwc.com |
| | 中国(華北) | | 山崎 学 Manabu Yamazaki | +86-151-2114-6550 | manabu.m.yamazaki@cn.pwc.com |
| | 台湾 | | 奥田 健士 Kenji Okuda | +886-2-2729-6115 | kenji.okuda@pwc.com |
| | 韓国 | | 原山 道崇 Michitaka Harayama | +82-10-6404-5245 | michitaka.h.harayama@pwc.com |
| | シンガポール・ミャンマー | | 宮部 将孝 Masataka Miyabe | +65-9751-9263 | masataka.m.miyanbe@pwc.com |
| | マレーシア | | 杉山 雄一 Yuichi Sugiyama | +60-3-2173-1191 | yuichi.sugiyama@pwc.com |
| | タイ・カンボジア・ラオス | | 魚住 篤志 Atsushi Uozumi | +66-2-844-1157 | atsushi.uozumi@pwc.com |
| | ベトナム | | 今井 慎平 Shimpei Imai | +84-90-175-5377 | shimpei.imai@pwc.com |
| | インドネシア | | 菅原 竜二 Ryuji Sugawara | +62-21-5212901 | ryuji.sugawara@pwc.com |
| | フィリピン | | 東城 健太郎 Kentaro Tojo | +63-2-8459-2065 | kentaro.tojo@pwc.com |
| | オーストラリア・ニュージーランド | | 諏訪 航 Wataru Suwa | +61-418-854-962 | wataru.a.suwa@au.pwc.com |
| | インド・バングラデシュ・ネパール | | 岩嶋 泰三 Taizo Iwashima | +91-85270-50662 | taizo.t.iwashima@pwc.com |
| 欧州・アフリカ | 英国 | | 安田 裕規 Hironori Yasuda | +44-7483-413-852 | hironori.x.yasuda@pwc.com |
| | フランス | | 猪又 和奈 Kazuna Inomata | +33-1-5657-4140 | kazuna.inomata@avocats.pwc.com |
| | ドイツ | | 藤村 伊津 Itsu Fujimura | +49-211-981-7270 | itsu.x.fujimura-hendel@pwc.com |
| | オランダ | | 新井 赫 Akira Arai | +31-61-890-9968 | akira.a.arai@pwc.com |
| | イタリア | | 前田 裕 Yu Maeda | +39-346-507-3014 | yu.maeda@pwc.com |
| | ルクセンブルク | | 森本 薫 Kaoru Morimoto | +352-621-33-5157 | kaoru.m.morimoto@pwc.lu |
| | スイス | | 藤野 仁美 Hitomi Fujino | +41-79-693-3109 | hitomi.f.fujino@pwc.ch |
| | ベルギー | | 横山 嘉伸 Yoshinobu Yokoyama | +32-473-910230 | yoshinobu.yokoyama@pwc.com |
| | 中東欧諸国* | | 山崎 俊幸 Toshiyuki Yamasaki | +420-733-611-628 | toshiyuki.x.yamasaki@pwc.com |
| 米州 | カナダ | | 北村 朝子 Asako Kitamura | +1-604-806-7101 | asako.kitamura-redman@pwc.com |
| | 米国 | | 椎野 泰輔 Taisuke Shiino | +1-347-326-1264 | taisuke.shiino@pwc.com |
| | メキシコ | | 加藤 幸博 Yukihiro Kato | +52-55-5263-6000 | yukihiro.k.kato@pwc.com |

*チェコ、ポーランド、ハンガリー、ルーマニア、ウクライナ、リトアニアほか (2025年1月1日現在)

日本企業の海外事業支援の詳細はWebをご覧ください。
<https://www.pwc.com/jp/ja/services/globalization.html>



本誌に関するご意見・ご要望ならびに送付先変更などのご連絡は、下記までお願ひいたします。

jp_llc_pwcs-view@pwc.com

PwC Japan有限責任監査法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング

Tel : 03-6212-6800 Fax : 03-6212-6801

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社（PwC Japan有限責任監査法人、PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザリー合同会社、PwC税理士法人、PwC弁護士法人を含む）の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

© 2025 PricewaterhouseCoopers Japan LLC. All rights reserved.

PwC Japan Group represents the member firms of the PwC global network in Japan and their subsidiaries (including PricewaterhouseCoopers Japan LLC, PwC Consulting LLC, PwC Advisory LLC, PwC Tax Japan, PwC Legal Japan). Each firm of PwC Japan Group operates as an independent corporate entity and collaborates with each other in providing its clients with auditing and assurance, consulting, deal advisory, tax and legal services.

